

2007 Year's Report

(平成19年度事業報告)

財団法人 大阪府男女共同参画推進財団

ドーン利用促進事業共同体

目 次

◎ ドーンセンターの概要	1
◎ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団の概要	3
○ 事業概要	
第1 財団の運営	
1 理事会の開催	7
2 ドーンセンター運営推進委員会の開催	7
第2 各種事業の実施	
1 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業	9
2 女性の抱える問題に関する相談事業	17
3 啓発学習事業	28
4 女性の能力開発・ネットワークに関する事業	33
5 調査研究事業	34
6 文化表現事業	37
7 国際交流事業	39
8 全国女性会館協議会ネットワーク形成事業関西ブロック研修	41
9 協催事業	42
10 広報事業	44
11 他機関との連携事業	45
12 登録団体制度	48
13 視察対応	49
○ 平成19年度主催事業・イベント実施一覧	50
○ 参考資料	
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団設立趣意書	51
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団寄附行為	52
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団役員名簿	58
・ ドーンセンター運営推進委員会設置要綱	59
・ ドーンセンター運営推進委員名簿	60
・ 大阪府立女性総合センター条例	61
・ 大阪府立女性総合センター条例施行規則	64
◎ ドーン利用促進事業共同体の概要	68
○ 事業概要	
1 来館者数	70
2 会議室・ホール等の利用	71
3 グループ活動の支援等	73
4 一時保育事業	74

ドーンセンター

ドーンセンターの概要

1 運営の基本理念と目的（平成16年3月改定）

「男女が対等な立場で、あらゆる分野へ参加・参画することができる社会の創造」を基本理念とし、社会的・経済的な男女格差の是正、女性のエンパワーメントのための総合的な支援施設としての役割を果たしていくことを目的とする。

2 沿革

ドーンセンターの建設計画は、各界の専門家や女性団体、グループの方々など幅広い府民の参画を得て進められた。センターの事業や施設内容についてもドーンセンター推進会議やクリエイティブフォーラムなどを開催して府民の方々とともに検討し、方針が決められた。

設立以来、財団法人大阪府男女共同参画推進財団が管理運営のすべてを大阪府から受託していたが、平成18年4月、ハード部門（利用促進・施設管理）に指定管理者制度が導入された。これに伴い、ハード部門は財団とNPO法人による事業共同体が指定管理者として運営を受託（5年契約）、ソフト部門（事業）は従来通り財団が受託している。

- | | |
|--------|---|
| 昭和61年度 | ・「21世紀をめざす大阪府女性プラン」策定（4月）
（昭和61年度～平成2年度） |
| | ・建設予定地（元大手前会館跡地）を決定（9月） |
| | ・第1回婦人団体、グループアンケート実施（1月） |
| 昭和62年度 | ・基本構想公表（6月） |
| | ・第2回婦人団体、グループアンケート実施（1月） |
| 昭和63年度 | ・婦人総合センター（仮称）推進会議の設置（9月）
（平成3年7月、ドーンセンター推進会議に改称） |
| | ・クリエイティブフォーラム開催（12月） |
| | ・府政モニターアンケート調査実施（12月） |
| | ・元大手前会館撤去完了（1月） |
| 平成 元年度 | ・基本設計、文化財発掘調査／第1期 |
| 平成 2年度 | ・実施設計、文化財発掘調査／第2期 |
| | ・クリエイティブフォーラム開催（12月） |
| | ・愛称「ドーンセンター」に決定（2月） |
| 平成 3年度 | ・「女と男のジャンププラン」策定（9月）（平成3年度～12年度） |
| | ・文化財発掘調査／第3期 |
| | ・クリエイティブフォーラム開催（12月） |
| | ・建設工事着工（3月）／工期28か月 |
| 平成 4年度 | ・クリエイティブフォーラム開催（12月） |
| | ・シンボルマーク決定（1月） |
| 平成 5年度 | ・プレイベント「女性映像フォーラム」開催（11月） |
| 平成 6年度 | ・ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）開館（11月） |
| 平成13年度 | ・大阪府における「NPOとの協働モデル施設」に位置付け |
| | ・ウェルネスフロア（地下1階）の廃止（14年3月） |
| 平成14年度 | ・休館日を水曜日から月曜日に変更（4月） |
| | ・NPO協働フロア（地下1階）のリニューアルオープン（10月） |
| 平成16年度 | ・開館10周年記念行事開催（11月） |
| 平成18年度 | ・ハード部門に指定管理者制度導入（4月） |
| | ・「NPOとの協働モデル施設」「女性のチャレンジ支援のための拠点施設」に位置付け（「改訂おおさか男女共同参画プラン」4月） |
| | ・ソウル女性プラザ（韓国）と友好協約締結（11月） |
| 平成19年度 | ・情報ライブラリー開室時間変更（9月） |

3 建物概要

所在地 大阪府中央区大手前1丁目3番49号
敷地面積 3,170㎡
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
階数 地上10階地下1階
高さ 52m
建築面積 1,971㎡
延床面積 12,761㎡
立体駐車場 92台

4 運営事業 : (財)大阪府男女共同参画推進財団
利用促進・施設管理: ドーン利用促進事業共同体

5 歴代館長 津村 明子 平成6年4月～平成9年12月
上田 忍 平成10年1月～平成13年3月
竹中 恵美子 平成13年4月～平成19年6月
清野 博子 平成19年7月～

6 利用について

(1) 開館時間 午前9時15分～午後9時30分

・情報ライブラリー 平日 午前9時30分～午後8時
(貸出・情報相談は午後7時50分まで)
土曜・日曜 午前9時30分～午後5時30分
(貸出・情報相談は午後5時まで)
・相談カウンセリング 電話相談: 火～金曜 午前10時～午後4時
午後6時～午後8時
土・日曜 午前10時～午後4時
面接相談: 火・木曜 午前10時～午後9時
水・金・土・日 午前10時～午後6時
法律相談: 第1火曜 午後5時～午後8時
第2木曜 午前10時～午後1時
第3土曜 午前10時～午後1時
第4金曜 午後2時～午後5時
からだの相談: 第4土曜 午後2時～午後4時
不妊にまつわる悩みの電話相談: 毎週水曜 午前10時～午後4時
(第1水曜は午後1時～午後8時)
面接相談: 第1土曜 午後1時～午後4時

(2) 休館日 毎週月曜日、年末年始、祝日（土・日・月の場合翌火曜日）
情報ライブラリーは、毎月最終火曜日及び特別資料整理期間も休館

(3) 受付開始日 ホール、パフォーマンス・スペース:
12か月前の第一水曜日 午後2時～2時30分受付
会議室等: 3か月前の第一水曜日午前9時30分～10時受付
それ以後は先着順

(4) 駐車場 立体駐車場 92台
最初の1時間まで400円（超過30分ごとに200円）

財団法人大阪府男女共同参画推進財団

財団法人大阪府男女共同参画推進財団の概要

1 設立目的

財団法人大阪府男女共同参画推進財団は、男女の自立とあらゆる分野への対等な参加・参画を促進し、行政並びに府民・民間団体等が連携した多様な活動を効果的に推進するために、中心的な役割を果たすとともに、各種事業及びドーンセンターの管理運営を行うこと等により男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

2 設立年月日

平成6年4月1日

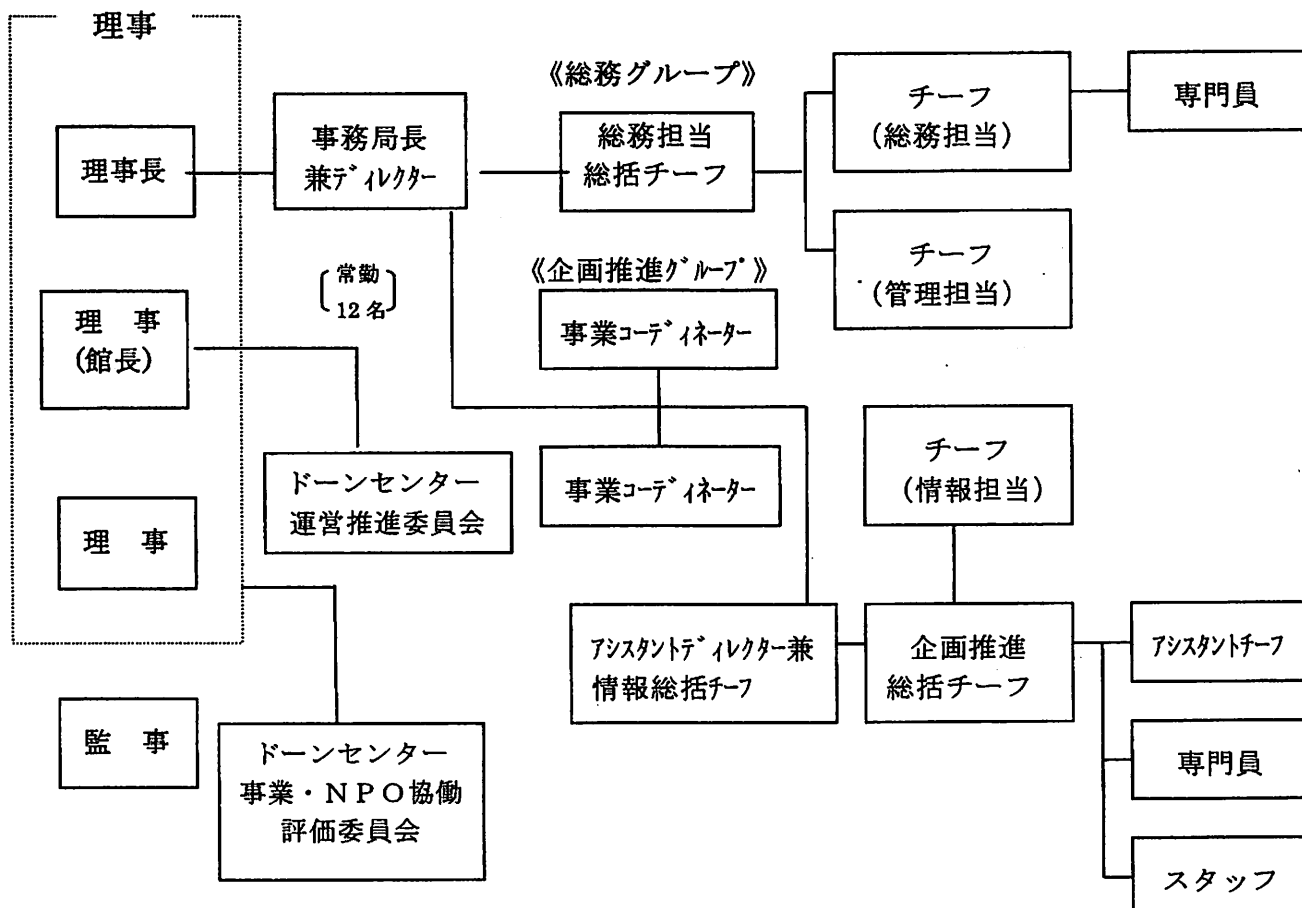
3 基本財産

1億円

4 財団の事務所

大阪府中央区大手前1丁目3番49号

5 組織体制



6 主要事業

- (1) 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 女性の抱える問題に関する相談事業
- (3) 啓発学習事業

- (4) 女性に対する暴力対策・民間等人材養成支援事業
- (5) 女性の能力開発・ネットワークに関する事業
- (6) 調査研究事業
- (7) 文化表現事業
- (8) 国際交流事業
- (9) 協催事業
- (10) 広報事業

7 財団のあゆみ

- ・ 6. 4. 1 財団設立（理事長：谷川秀善 事務所：大阪府立婦人会館内）
- ・ 6. 5.11 第1回理事会開催
- ・ 6. 6.18 財団設立記念イベント（ウィメンズフォーラム）の開催
- ・ 6. 6.20 第2回理事会開催（理事長に吉沢健就任）
- ・ 6. 7.29 ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）竣工
- ・ 6. 8. 8 大阪府から財団へ施設引き継ぎ
- ・ 6. 8.29 財団事務所移転（ドーンセンター内）
- ・ 6.10.27 第1回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 6.11. 7 開館記念式典
- ・ 6.11.11 オープニングイベント開催（～11.13）
- ・ 6.11.26 大阪国際女性フォーラム開催（～11.27）
- ・ 7. 2.27 第2回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 7. 3.17 第3回理事会開催
- ・ 7. 6.29 第4回理事会開催
- ・ 7. 7.17 第3回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 7.11.10 ドーンフェスティバル（1周年事業）の開催（～11.12）
- ・ 7.11.30 第4回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8. 2.29 第5回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8. 3.28 第5回理事会開催
- ・ 8. 6.21 第6回理事会開催
- ・ 8. 7.15 第6回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8.11. 8 ドーンフェスティバルの開催（～11.10）
- ・ 8.12.16 第7回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8.12.19 開館以来来館者100万人突破
- ・ 9. 2.24 第8回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 9. 3.28 第7回理事会開催
- ・ 9. 6.24 第8回理事会開催
- ・ 9. 7.16 第9回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 9. 7.31 第9回理事会開催
- ・ 9.10.21 第10回理事会開催（理事長に松廣屋慎二就任）
- ・ 9.10.27 ドーンセンター運営推進委員会施設運営部会開催
- ・ 9.10.28 ドーンセンター運営推進委員会事業推進部会開催
- ・ 9.11. 7 ドーンフェスティバルの開催（～11.8）
- ・ 9.12.26 第11回理事会開催
- ・ 10. 2.23 第10回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 10. 3.28 第12回理事会開催
- ・ 10. 4.16 第13回理事会開催
- ・ 10. 6.26 第14回理事会開催

- ・ 10. 7. 24 第 11 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 10. 11. 6 ドーンフェスティバルの開催（～11. 7）
- ・ 10. 12. 8 第 12 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 11. 2. 26 第 13 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 11. 3. 18 第 15 回理事会開催
- ・ 11. 5. 1 第 16 回理事会開催
- ・ 11. 6. 21 第 17 回理事会開催
- ・ 11. 7. 16 第 14 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 11. 8. 31 第 18 回理事会開催（理事長に木村良樹就任）
- ・ 11. 10. 4 ドーンセンター運営推進委員会施設運営部会開催
- ・ 11. 10. 7 ドーンセンター運営推進委員会事業推進部会開催
- ・ 11. 11. 11 ドーンフェスティバル（女性センターフォーラム）の開催（～11. 11）
- ・ 12. 2. 24 第 15 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 12. 3. 31 第 19 回理事会開催
- ・ 12. 4. 23 平成 12 年「女性週間全国会議」開催（～4. 24）
- ・ 12. 5. 2 第 20 回理事会開催
- ・ 12. 6. 26 第 21 回理事会開催
- ・ 12. 7. 3 第 16 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 12. 8. 31 第 22 回理事会開催（理事長に梶本徳彦就任）
- ・ 12. 9. 26 第 23 回理事会開催
- ・ 12. 11. 9 ドーンフェスティバル（男女共同参画フォーラム）の開催（～11. 10）
- ・ 12. 11. 21 第 17 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 12. 12. 1 第 24 回理事会開催
- ・ 13. 2. 17 ドーンフェスティバル（21 世紀へ夢描くグループフェスタ 2001）の開催
- ・ 13. 2. 26 第 18 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 13. 3. 29 第 25 回理事会開催
- ・ 13. 5. 7 第 26 回理事会開催
- ・ 13. 5. 24 第 19 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 13. 6. 29 第 27 回理事会開催
- ・ 13. 8. 17 第 20 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 13. 11. 30 第 21 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 14. 3. 8 第 22 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 14. 3. 9 ドーンフェスティバル 2002 の開催
- ・ 14. 3. 28 第 28 回理事会開催
- ・ 14. 4. 24 第 29 回理事会開催（理事長に山登敏男就任）
- ・ 14. 6. 25 第 30 回理事会開催（財団名称の変更の承認
平成 15 年 4 月 1 日から財団法人大阪府男女共同参画推進財団）
- ・ 14. 7. 30 第 23 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 14. 11. 27 第 24 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 15. 2. 21 第 25 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 15. 3. 26 第 31 回理事会開催
- ・ 15. 3. 29 ドーンフェスティバル 2003 の開催
- ・ 15. 4. 1 財団名称を財団法人大阪府男女共同参画推進財団に変更
- ・ 15. 4. 23 第 32 回理事会開催
- ・ 15. 6. 6 開館以来来館者 400 万人突破
- ・ 15. 6. 26 第 33 回理事会開催
- ・ 15. 7. 25 第 26 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 15. 12. 19 第 27 回ドーンセンター運営推進委員会開催

- ・ 16. 3. 5 第 28 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 16. 3. 26 第 34 回理事会開催（財団「新・10 年プラン」策定）
- ・ 16. 4. 1 理事長に時岡禎一郎就任
- ・ 16. 4. 1 NPO との協働専門委員会設置
- ・ 16. 4. 20 第 35 回理事会開催
- ・ 16. 6. 23 第 29 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 16. 6. 29 第 36 回理事会開催
- ・ 16. 11. 12 女性 エンパワメントフォーラム 2004（ドーンセンター 10 周年記念事業）の開催（～11. 13）
- ・ 16. 12. 3 第 30 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 17. 1. 1 ドーンセンター運営推進委員会利用者団体登録審査部会設置
- ・ 17. 3. 4 第 31 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 17. 3. 24 第 37 回理事会開催
- ・ 17. 4. 22 第 38 回理事会開催
- ・ 17. 6. 28 第 39 回理事会開催
- ・ 17. 7. 1 第 32 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 17. 11. 11 第 40 回理事会開催
- ・ 17. 12. 9 第 33 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 18. 3. 10 第 34 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 18. 3. 24 第 41 回理事会開催
- ・ 18. 3. 28 「ドーン利用促進事業共同体」が大阪府から指定管理者に指定
- ・ 18. 4. 1 「ドーン利用促進事業共同体」が指定管理業務開始
- ・ 18. 6. 23 第 42 回理事会開催
- ・ 18. 6. 30 第 35 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 18. 12. 15 第 36 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 18. 12. 19 第 43 回理事会開催（「事業・NPO 協働評価委員会」の 19 年 4 月設置）
- ・ 19. 3. 13 第 37 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 19. 3. 20 第 44 回理事会開催（財団「中期経営計画」策定）
- ・ 19. 4. 1 ドーンセンター事業・NPO 協働評価委員会の設置
- ・ 19. 6. 27 第 45 回理事会開催
- ・ 19. 7. 6 第 38 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 19. 12. 21 第 39 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 20. 3. 18 第 40 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 20. 3. 28 第 46 回理事会開催

事業概要

第1 財団の運営

1 理事会の開催

(1) 第45回理事会

- | | |
|-------|---|
| ア 開催日 | 平成19年6月27日(水) |
| イ 議題 | (ア)平成18年度事業報告及び収支決算について
(イ)平成19年度収支補正予算について
(ウ)ドーン利用促進事業共同体平成18年度事業報告及び収支決算について
(エ)ドーン利用促進事業共同体平成19年度収支補正予算について
(オ)諸規程の制定及び一部改正について
(カ)理事の選任(変更)について |

(2) 第46回理事会

- | | |
|-------|---|
| ア 開催日 | 平成20年3月28日(金) |
| イ 議題 | (ア)平成19年度収支補正予算について
(イ)平成20年度事業計画及び平成20年度収支予算について
(ウ)ドーン利用促進事業共同体平成19年度収支補正予算について
(エ)ドーン利用促進事業共同体平成20年度収支予算について
(オ)財団規程の一部改正について
(カ)理事の改選について
(キ)監事の改選について
(ク)理事長の互選について |

2 ドーンセンター運営推進委員会の開催

ドーンセンターの機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るため、ドーンセンター運営推進委員会を開催し、種々の意見、提言をいただいた。

(1) 第38回運営推進委員会

- | | |
|-------|--|
| ア 開催日 | 平成19年7月6日(金) |
| イ 議題 | (ア)平成19年度事業について
(イ)平成18年度(財)大阪府男女共同参画推進財団事業の実績報告について
(ウ)平成18年度ドーン利用促進事業共同体事業の実績報告について
(エ)情報ライブラリーの開館時間の改訂報告について
(オ)プール跡地の改修計画の報告について |

(2) 第39回運営推進委員会

- | | |
|-------|---|
| ア 開催日 | 平成19年12月21日(金) |
| イ 報告 | (ア)平成19年度事業経過報告及び今後の計画について
(イ)ドーンセンター事業・NPO協働評価委員会の平成18年度事業評価と提言について
(ウ)情報ライブラリーの開館時間の変更後の状況について
(エ)面接相談事業及び情報ライブラリー事業に係る協働相手(委託先)公募について |

- (オ) 地下プール跡地の改修工事の延期について
- (カ) 液晶案内板の寄贈について (ドーン利用促進事業共同体)

(3) 第40回運営推進委員会

- ア 開催日 平成20年3月18日(火)
- イ 議題
 - (ア) 平成20年度事業計画案について
 - (イ) 平成19年度事業について
 - (ウ) 公の施設及び出資法人の見直しについて
 - (エ) 情報ライブラリー事業派遣業務委託及び一時保育事業の
協働相手(委託先)公募結果について
 - (オ) 施設冷暖房期間の変更について

第2 各種事業の実施

1 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業

女性に関する情報を幅広く収集・整理・加工し、データベース化するとともに、これらを活用して、多様な情報ニーズに的確に対応した情報提供を行った。

(1) 情報ライブラリーの運営

女性関連の図書・資料・視聴覚資料等を収集し、閲覧・視聴・貸出サービスを行う他、利用者からの情報相談に応じた。

* (有) ウィメンズブックストアゆうと協働で実施 (平成17年4月～平成20年3月)

ア 図書・資料の収集冊数

	平成19年度 (平成20年3月31日現在)	平成18年度 (平成19年3月31日現在)
図 書	40,225冊	38,887冊
行政資料	11,706冊	11,148冊
雑 誌	1,597タイトル 44,956冊	1,517タイトル 42,406冊
新 聞	6紙	6紙
視聴覚資料	2,025点 (ビデオ1,679本、DVD311点 カセットブック35本)	1,870点 (ビデオ1,689本、DVD156点 カセットブック25本)

(ア) 図書の内訳

分 類	冊 数
総記	2,364
哲学	1,692
歴史・女性事情	3,895
社会科学	16,058
自然科学	1,586
技術	962
産業	268
芸術	1,394
言語	279
文学	8,839
児童書	1,530
女性の表現作品集	1,358
合 計	40,225

(ウ) 雑誌の内訳

種 別	タイトル数
女性問題関連雑誌	148
一般雑誌	223
グループのミニコミ誌	425
女性学研究所等の年報・機関誌	148
行政の広報誌	56
女性関連施設の広報誌	290
その他 (大学の紀要等)	307
合 計	1,597

(イ) 行政資料の内訳

分 類	冊 数
行動計画・プラン	1,152
施策概要・統計・白書	2,788
調査・研究報告書	1,947
イベント・講座等の記録	2,299
研修・派遣事業報告	607
女性関連施設概要	858
啓発冊子	1,285
その他	770
合 計	11,706

(エ) 視聴覚資料

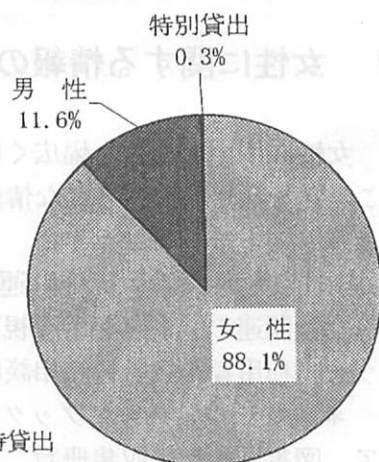
分 類	本 数
女性問題・フェミニズム	167
性	60
からだところ	83
家族・家庭	84
子ども・学校	115
高齢化・福祉	52
社会・くらし・環境	144
しごと	179
政治・法律・行政・経済・産業	53
教育・研究	51
文化・芸術・表現	1,037
合 計	2,025

イ 利用登録者数（ライブラリーカード）

(ア) 性別

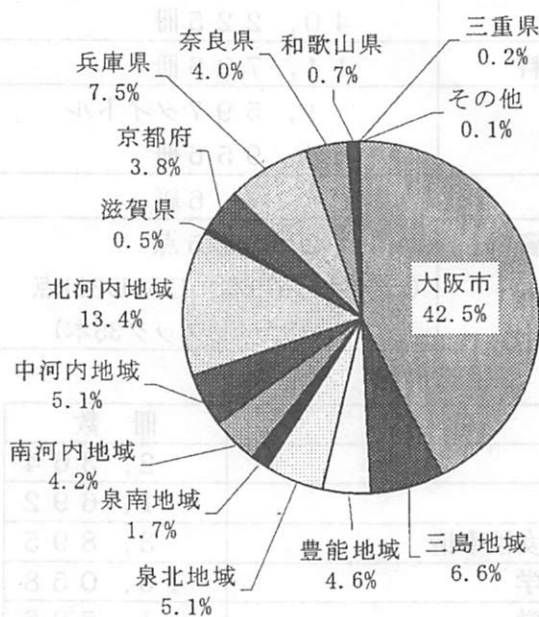
区 分		平成19年度登録者数	平成18年度登録者数
		平成20年3月31日現在	平成19年3月31日現在
個人	女 性	18,203	17,781
	男 性	2,386	2,310
	計	20,589	20,091
特別貸出等※		67	62
合 計		20,656	20,153

※行政・学校関係その他団体への貸出、及び館内閲覧資料の一時貸出



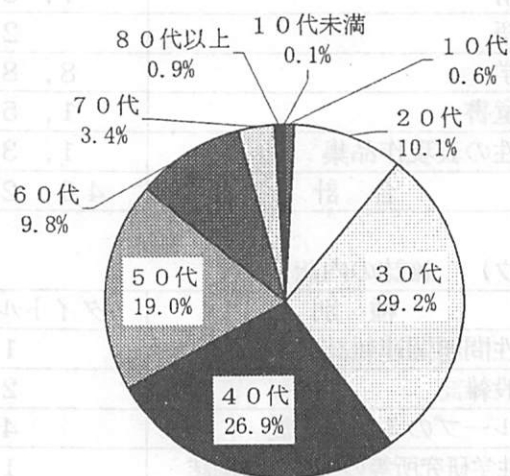
(イ) 地域別

地 域	人 数
大阪市	8,756
三島地域	1,356
豊能地域	953
泉北地域	1,048
泉南地域	348
南河内地域	854
中河内地域	1,055
北河内地域	2,753
滋賀県	106
京都府	775
兵庫県	1,547
奈良県	830
和歌山県	133
三重県	48
その他	27
合 計	20,589



(ウ) 年代別

年 代	人 数
10代未満	14
10代	130
20代	2,074
30代	6,019
40代	5,542
50代	3,921
60代	2,013
70代	690
80代以上	183
不明	3
合 計	20,589



ウ 貸出件数 (平成20年3月31日現在)

分 類	平成19年度	平成18年度	平成17年度
図書・雑誌	12,471 (冊)	12,900 (冊)	14,863 (冊)
行政資料	213 (冊)	235 (冊)	179 (冊)
視聴覚資料	6,226 (点)	6,311 (点)	6,616 (点)
合 計	18,910	19,446	21,658

エ 情報相談 (平成20年3月31日現在)

ライブラリー職員が、図書・資料・データベース等を活用して、検索指導や来館・電話による情報相談に応じた。

(内 訳)

分 類	平成19年度	平成18年度	平成17年度
利用案内	7,747	6,734	5,656
検索指導	461	345	302
資料の所蔵・所在調査	1,473	1,225	1,118
特定テーマの資料案内	700	556	480
人材・学習情報の提供	423	327	389
グループ・施設情報の提供	223	255	242
ライブラリー活動・運営情報の提供	382	257	181
その他	4	1	2
合 計	11,413	9,700	8,370

オ 協力貸出・資料相互貸借サービスの開始

情報ライブラリー非来館者に対するサービス拡充のため、平成19年4月1日から、大阪府立図書館の協力により、府内公共図書館への協力貸出しサービスを開始した。また、6月1日からクレオ大阪（大阪市立男女共同参画センター）と府市連携して、所蔵資料の相互貸借サービスを開始した。

	平成19年度貸出冊数
府内公共図書館への貸出	14

	クレオ大阪へ貸出冊数	クレオ大阪から借受冊数
クレオ大阪との相互貸借	10	14

カ ライブラリーツアーの実施

平成18年9月より、ライブラリーの特色や所蔵作品の案内、資料検索の方法などわかりやすく利用者毎のニーズに沿って、館内を案内するライブラリーツアーを実施した。

	平成19年度	平成18年度
参加者数	553人	142人

※平成18年度については、平成18年9月～19年3月分

(2) 情報システムの運営

各種女性関係情報を誰もが自由に検索できる大阪府女性関係情報ネットワークシステムを運営し、インターネットで情報提供を行った。

(平成15年10月から新システム)

ア ホームページへのアクセス状況

<トップページアクセス数>

年 度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
アクセス数	446,836件	212,263件	228,931件

<メニュー別アクセス数>

メニュー名称	平成19年度	平成18年度	平成17年度
事業案内	51,732	38,665	32,421
施設案内	251,895	258,452	187,391
出版物	83,441	75,698	54,909
講座・イベント	205,410	155,159	111,204
事業統計	36,126	34,176	24,097
情報ライブラリー	645,433	643,910	452,151
女性情報ステーション	93,140	132,221	110,610
リンク集	17,186	13,984	13,460
Introduction in English	61,826	54,925	46,857
携帯電話による施設利用状況アクセス	8,734	380	
合 計	1,454,923	1,407,570	1,033,100

イ ドーンセンターメールマガジン『e-DAWN』の発行

ドーンセンターの最新ニュースを伝えるメールマガジンを平成16年1月11日から月2回程度発行した。ドーンセンター主催の講座・イベント情報、情報ライブラリーからのお知らせ、刊行物などの情報を届けた。

平成20年3月31日までの登録者数： 1,500人 (平成19年3月31日 1,356人)

ウ 「情報メールサービス」の実施

平成18年4月より、インターネット上で発信された情報から、男女共同参画に関わる活動や学習に活かせるものをピックアップし、月1回メールで知らせるサービスを始めた。

平成20年3月31日までの登録者数： 148人 (平成19年3月31日 112人)

(3) 講座・展示等

ア 情報活用講座 シングル女性の情報活用術

～わたしの生きかたを企画する～

結婚、出産、キャリア、介護、住まい方など様々な分野の多様な情報のなか、シングル女性が自分に必要な情報を選択し、組み立て、自分の思考(希望)を具体化させ、積極的に活用していくための能力を身につける講座を開催した。

定員：50人 申込者数：67人 受講者数：延べ166人

時間：14:00～16:00 受講料：3,000円(5回)

	開催日	テーマ	内 容	講 師
1	1/26 (土)	「ひとり」は独りじゃない ～シングル女性を取り巻く環境を知る～	シングル女性の不安や悩みが社会環境とどのように関わっているかを整理。社会学的な視点を交えながら、シングルライフに関する情報を学んだ。	古久保さくら (大阪市立大学大学院 准教授)
2	2/2 (土)	これからの生きかたを企画する① ～まずはキーワード探しから～	「結婚」「出産」「介護」将来についての選択や迷いはいろいろあるけれど、「なりたい自分」ってどんな姿？ワークシートを使って、楽しく自分情報を整理した。	ファシリテーター 鳥淵朋子 (アクト研究室代表)
3	2/9 (土)	これからの生きかたを企画する② ～他の人たちの話を参考にしよう～	30数年にわたるシングル経験者であり、考えながらキャリアを積んできた講師と、シングルライフ真っ只中でキャリアを模索中の発表者の話から、自分自身のライフプランのためのヒントや情報を手に入れた。	前田和美 (有)トトハウス 取締役) 森田智保 (発表者) (ワーク21企画)
4	2/16 (土)	不安を力に変えよう ～情報活用スキルを磨く～	自分に必要な情報は、どうすれば手に入る？様々な事例をもとに、自分に適した情報源を検討、具体的な情報活用スキルの獲得を目指した。	堀久美 (LEO-NET代表)
5	2/23 (土)	ライフプランが変わっても… ～情報活用力は一生のパートナー～	講座を通して学んだ思考方法や、情報収集の方法を整理。結婚、キャリア、介護、シニアライフなど将来のどんな場面でも、自分で選択・活用できる能力を身につけた。	佐野智世 (ケイ・ファクトリー代表 産業カウンセラー キャリアコンサルタント)

イ 情報担当者ネットワーク会議の開催

女性情報の収集・提供事業に携わる女性センター等職員を対象に情報の収集・組織化・提供等の業務遂行のための情報交換を行うとともに、担当職員相互の情報ネットワーク形成を促進する会議を開催した。

定員： 25人 参加者数： 延べ 124人
時間： 14:00～17:00

	日・場所	テ ー マ	講 師 等
1	8/22(水) ドーンセンター	「女性センターの事業に情報を活かす」	米田 美和子 (尼崎市女性センター・トレピエ)
2		「コレクション構築へのアドバイス」	小林 美香 (写真研究者)

	日・場所	テ ー マ	講 師 等
3	8/30(木) ドーンセンター	「押さえておきたい広報のポイント」	角本 勢津子 (あまちゃ工房)
4		「チャレンジ相談の現状」	河村 潤子 (大阪市立男女共同参画センター・ クレオ大阪中央)
5	9/5(水) ウィズせつつ	「市民との協働の取り組み」	坂手 裕子 (摂津市男女共同参画推進センター ウィズせつつ)
6		「市民講師の掘り起こしと人材バンク づくり」	吉本 美江 (摂津市男女共同参画推進センター ウィズせつつ)
7	9/13(木) ドーンセンター	全国女性会館協議会と共催で、全国女性会館協議会ネットワーク形成事業 関西ブロック研修として実施 (詳細は8共催事業欄を参照)	

【e-Learning講座】※

Web	e-Learning	「女性のキャリア形成に必要な情報リ テラシーとは」	丸本 郁子 (大阪女学院短期大学名誉教授)
-----	------------	------------------------------	--------------------------

※ インターネットなどのWeb利用による講座受講。

平成16～18年文部科学省生涯学習政策局委託・女性のキャリア形成支援事業「女性のキャリア形成のための情報リテラシー獲得支援事業」で、学習支援者養成プログラムの一環として作成した。

ウ ビデオ上映会

情報ライブラリーで購入したビデオ・DVDの中から、女性監督のドキュメンタリーやジェンダー問題の作品、女性グループの活動を追ったドキュメンタリーなどを選んで上映した。(月1～2回：年19回開催)

月/日	上映作品	参加者数	月/日	上映作品	参加者数
4/26(木)	「私を守る」 「ドメスティックバイオレンスは犯罪です2005」	30	5/31(木)	「ちひろ美術館：愛を絵筆 にたくして」 「三岸節子記念美術館： 生きた 描いた 愛した」	65
6/28(木)	タラウマラの村々にて	40	7/26(木)	カフェ放送 「てれれ2006セレクト」	33
8/30(木)	ガラスのうさぎ	60	9/27(木) 29(土)	わたしのニキ	42
10/25(木) 27(土)	ナミイと唄えば	41	11/22(木) 24(土)	初の女性監督作品集	24

月／日	上映作品	参加者数	月／日	上映作品	参加者数
12/20 (木) 22 (土)	ブルフ・オブ・マイ・ライフ	54	1/17 (木) 19 (土)	ゆらりゆらゆら	20
2/28 (木) 3/1 (土)	樹木医塚本こなみの仕事	38	3/27 (木) 29 (土)	トントンギョギョ 図工の時間	32

エ ランチタイム上映会

情報ライブラリーが所蔵している女性監督のドキュメンタリー作品などを、ドーンセンターで実施される催しの参加者や近隣のオフィスに勤務の方が気軽に参加できる昼休みの時間を利用して上映会を開催した。(月1～2回:5回開催)
上映時間:12:00～14:00

月／日	上映作品
1/9 (水)	「まだまだいいこといっぱいあるよ」 「男らしさの神話」
2/6 (水)・13 (水)	「ファイブ・ミニッツ・プロジェクト:PART1 アジア」 「ファイブ・ミニッツ・プロジェクト:PART2 北米・南米」
3/5 (水)・12 (水)	「ファイブ・ミニッツ・プロジェクト:PART3 ヨーロッパ」 「ファイブ・ミニッツ・プロジェクト:PART4 アフリカ・オセアニア」

オ「ホンのおしゃべり」の開催

関西在住のジェンダー視点を持った図書・資料の著者を招き、執筆の背景や出版に関する思いを語ってもらい、その後、参加者と著者でフリートークキングを行った。(年1回開催)

- ・平成19年7月12日(土) 10:00～11:30
著者 田上 時子(NPO法人女性と子どものエンパワメント関西代表)
著書 『子どもの心をしずめる24の方法』
参加者数 16人

カ 情報ライブラリーニュース『いんふおめーと』の発行

情報ライブラリーの多様な活動を広くPRするため、女性情報と利用者を結ぶ双方向型のライブラリーニュースを発行し、府内外の女性関係施設及び図書館等へ配付した。(年2回発行)

A4版4頁 10,000部
第55号(平成19年6月1日発行)、第56号(平成19年12月1日発行)

キ 情報ライブラリー企画展示

- (ア)《男女共同参画週間展示》
～「女性に対する暴力」パネル展～

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー等）に関し、暴力を生み出す社会的背景、暴力の実態、法律等についての解説や被害にあったときの対処方法などを、わかりやすく解説したパネルを展示した。

- ・展示期間：平成19年6月23日（土）～6月29日（金）
（於：ドーンセンター1Fロビー）

（イ）《特別企画展示》

～文楽人形の髪結～

「伝統芸能と女性」をテーマに、国立文楽劇場 舞台技術課「人形床山」の高橋晃子さんに焦点をあて、特別企画展示「文楽人形の髪結」を開催した。男性中心に受け継がれてきた仕事に伝統を受け継ぎながら新しい発想を取り入れている高橋さんの仕事をフォトグラファー 水野真澄さんが写真で紹介し、床山の道具や髷付け帳を展示するとともに、文楽人形を展示し、国立文楽劇場の床山の仕事を再現した。

また、初日には高橋さんによる文楽人形の髪結いのデモンストレーションを、3回開催した。

- ・展示期間：平成19年12月4日（火）～12月23日（日）
（於：ドーンセンター2F情報ライブラリー）

- ・デモンストレーション：

平成19年12月4日（火）

①11:00～12:00 ②15:00～16:00 ③18:30～19:30

参加者数 85人

2 女性の抱える問題に関する相談事業

女性の直面している様々な問題について、女性の視点から自立と主体的な生き方を目指し、相談カウンセリングにより、必要な援助と解決のためのサポートを行った。

(1) 相談事業

ア 面接相談：専門の女性カウンセラーによる面接でのカウンセリング

水・金・土・日曜日

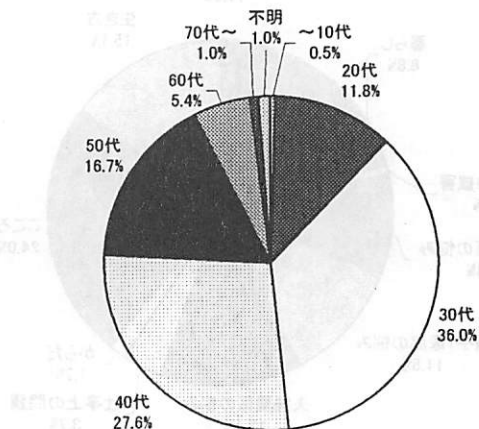
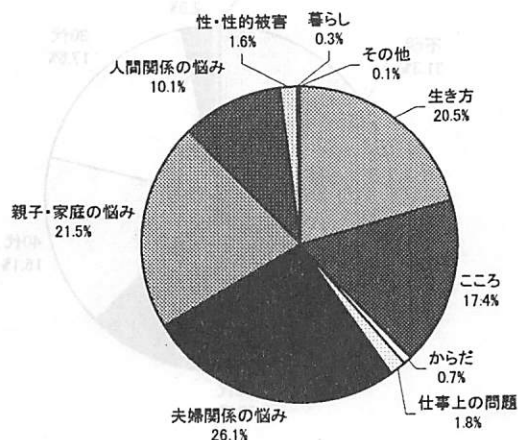
午前10時から午後6時

火・木曜日

午前10時から午後9時

*NPO法人日本フェミニストカウンセリング学会と協働で実施（平成18年1月～平成20年3月）

1	主訴分類	平成19年度										平成18年度	
		～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計	(%)	合計	(%)
	生き方	0	48	127	98	79	18	0	2	372	20.5	393	21.8
	こころ	1	50	137	88	35	1	1	3	316	17.4	269	14.9
	からだ	0	0	4	8	0	0	0	1	13	0.7	14	0.8
	仕事上の問題	0	2	13	12	5	0	0	1	33	1.8	49	2.7
	夫婦関係の悩み	0	38	173	134	90	35	5	0	475	26.1	481	26.7
	親子・家庭の悩み	7	53	99	90	80	42	13	7	391	21.5	347	19.3
	人間関係の悩み	1	21	83	65	11	2	0	1	184	10.1	184	10.2
	性・性的被害	1	2	16	5	2	0	0	3	29	1.6	58	3.2
	暮らし	0	1	2	1	1	0	0	0	5	0.3	2	0.1
	その他	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.1	5	0.3
平成19年度	合計	10	215	654	502	303	98	19	18	1,819	100.0	1,802	100.0
	(%)	0.5	11.8	36.0	27.6	16.7	5.4	1.0	1.0	100.0			
平成18年度	合計	7	208	589	564	335	65	7	27	1,802			
	(%)	0.4	11.5	32.7	31.3	18.6	3.6	0.4	1.5	100.0			



相談月別件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成19年度	162	147	168	162	168	138	156	151	157	130	126	154	1,819
平成18年度	167	137	182	142	171	151	157	149	143	136	133	134	1,802

イ 電話相談：専門電話を使った、電話相談員による相談

火曜日から金曜日

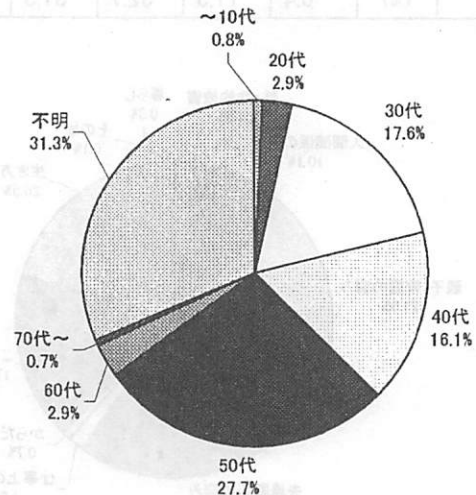
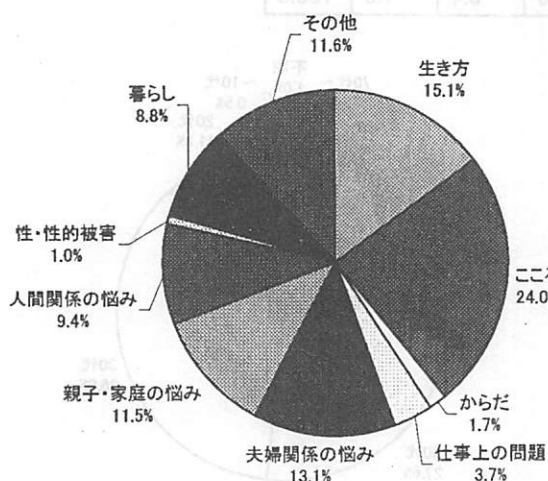
午前10時から午後4時、午後6時から午後8時

土曜日・日曜日

午前10時から午後4時

*NPO法人心のサポートステーションと協働で実施（平成18年1月～平成20年3月）

		平成19年度										平成18年度	
主訴分類		～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計	(%)	合計	(%)
生き方		2	12	80	138	265	14	4	56	571	15.1	521	15.7
こころ		11	25	222	112	321	20	5	190	906	24.0	798	24.0
からだ		10	2	14	11	11	1	0	15	64	1.7	76	2.3
仕事上の問題		0	3	20	40	57	0	0	21	141	3.7	68	2.0
夫婦関係の悩み		0	26	98	103	89	38	5	136	495	13.1	386	11.6
親子・家庭の悩み		1	11	106	103	79	29	10	97	436	11.5	385	11.6
人間関係の悩み		1	25	90	66	72	7	3	91	355	9.4	335	10.1
性・性的被害		3	5	7	1	2	0	0	19	37	1.0	56	1.7
暮らし		0	2	27	32	143	0	1	129	334	8.8	356	10.7
その他		2	0	0	2	6	0	0	428	438	11.6	338	10.2
平成19年度	合計	30	111	664	608	1,045	109	28	1,182	3,777	100.0	3,319	100.0
	(%)	0.8	2.9	17.6	16.1	27.7	2.9	0.7	31.3	100.0			
平成18年度	合計	17	97	472	560	1,033	165	13	962	3,319			
	(%)	0.5	2.9	14.2	16.9	31.1	5.0	0.4	29.0	100.0			



相談月別件数

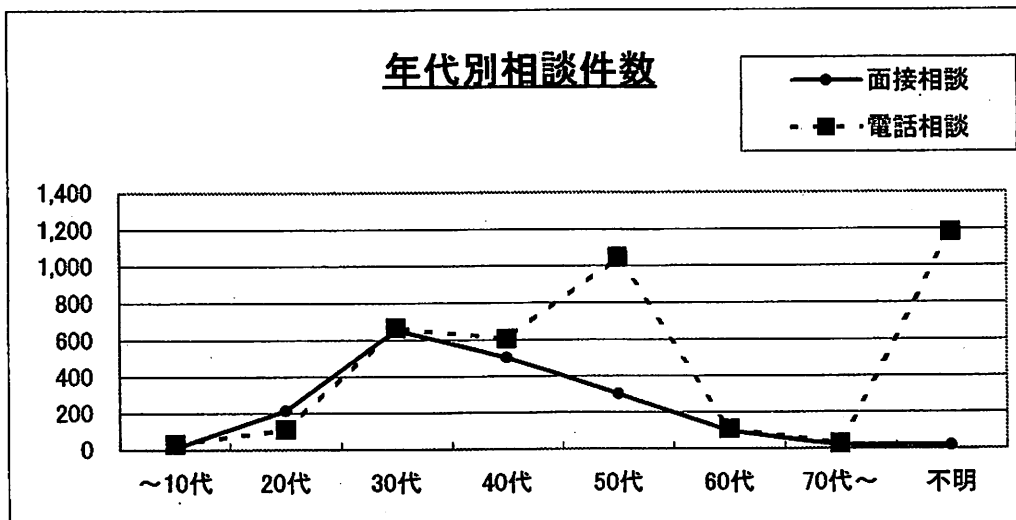
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成19年度	296	263	331	331	342	300	311	310	299	297	352	345	3,777
平成18年度	301	230	298	250	316	301	283	262	247	228	272	331	3,319

主訴別相談件数

	生き方	こころ	からだ	仕事上の悩み	夫婦関係	親子家庭関係	人間関係	性、性的被害	暮らし	その他	合計
面接相談	372	316	13	33	475	391	184	29	5	1	1,819
電話相談	571	906	64	141	495	436	355	37	334	438	3,777
計	943	1,222	77	174	970	827	539	66	339	439	5,596

年代別相談件数

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計
面接相談	10	215	654	502	303	98	19	18	1,819
電話相談	30	111	664	608	1,045	109	28	1,182	3,777
計	40	326	1,318	1,110	1,348	207	47	1,200	5,596



ウ 法律相談：女性弁護士による法律問題に関する面接相談

毎月第1火曜日：午後5時から午後8時 第2木曜日：午前10時から午後1時

第3火曜日：午前10時から午後1時 第4金曜日：午後2時から午後5時

		平成19年度														平成18年度	
項目\月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	(%)	合計	(%)
夫婦(離婚等)		9	12	10	9	17	11	9	8	12	11	11	10	129	51.4%	138	55.0%
相続・扶養		1	1	1	0	0	0	1	1	1	2	0	0	8	3.2%	12	4.8%
借地借家		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	1	0.4%
消費者等		1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.6%	7	2.8%
相隣関係		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.4%	0	0.0%
刑事事件		0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0.8%	1	0.4%
DV 保護命令等		1	0	0	1	1	2	2	0	0	1	0	1	9	3.6%	13	5.2%
離婚・慰謝料・養育費		4	3	2	2	4	4	3	9	5	2	4	3	45	17.9%	30	12.0%
今後の生活等その他		1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	5	2.0%	8	3.2%
DV関連計		6	5	2	4	5	7	5	9	5	3	4	4	59	23.5%	51	20.3%
その他		6	2	7	8	1	3	4	2	2	3	4	6	48	19.1%	41	16.3%
合計		23	21	21	22	23	21	19	22	20	20	19	20	251	100.0%	251	100.0%

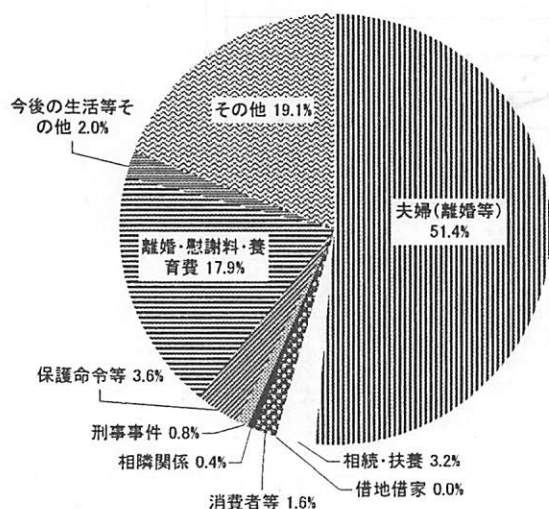
エ からだの相談：女性産婦人科医師による医療的見地から助言が必要なものについての面接相談

毎月第4土曜日 午後2時から午後4時

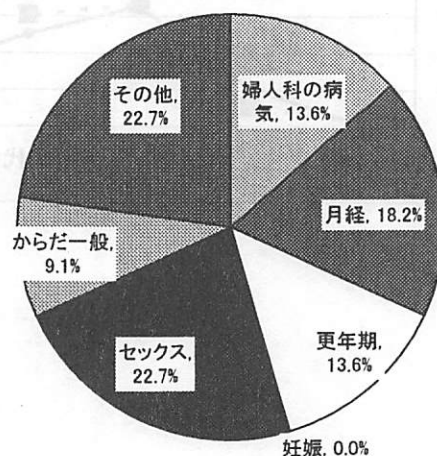
(ただし、5月は第2土曜日、11月は第3土曜日)

		平成19年度														平成18年度	
項目\月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	(%)	合計	(%)
婦人科の病気		0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	3	13.6%	6	18.2%
月経		0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	4	18.2%	8	24.2%
更年期		1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	13.6%	4	12.1%
妊娠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	3	9.1%
セックス		0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	2	5	22.7%	2	6.1%
からだ一般		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	9.1%	4	12.1%
その他		1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	5	22.7%	6	18.2%
合計		2	2	1	2	2	1	1	3	2	2	1	3	22	100.0%	33	100.0%

法律相談



からだの相談



オ カウンセラー派遣：DV被害女性を保護している民間シェルターなど4箇所のNPO等団体へ女性カウンセラーを派遣し、被害者の心のケアを行う等、自立支援体制の充実を図った。

平成19年度													
項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
シェルター (S)	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	42
	6	6	6	6	6	6	8	8	8	8	8	8	84
シェルター (I)	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	42
	4	3	6	6	5	6	5	4	6	6	4	4	59
シェルター (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シェルター (Y)	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	41
	3	4	3	2	7	6	4	5	4	6	3	5	52
合 計	9	9	9	9	9	9	11	12	12	12	12	12	125
	13	13	15	14	18	18	17	17	18	20	15	17	195

※ シェルター名については保護の必要上、頭文字等で表す。

※ 上段は訪問回数 下段は相談者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成19年度	9	9	9	9	9	9	11	12	12	12	12	12	125
	13	13	15	14	18	18	17	17	18	20	15	17	195
平成18年度	6	6	6	6	6	6	6	9	10	11	10	10	92
	12	9	9	9	9	8	7	12	12	18	13	15	133

カ 不妊にまつわる悩みの相談：女性産婦人科医師及び助産師が不妊にまつわる様々な悩みの相談に応え、必要な情報提供を行った。

・面接相談：毎月第1土曜日 午後1時から午後4時

項目\月	平成19年度													合計	(%)
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
情報提供	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	12.5%	
不妊への不安・検査や治療を受けたほうがよいか	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	4	25.0%	
今の治療の内容と妊娠の可能性	0	0	1	1	1	2	1	0	1	0	0	0	7	43.8%	
他の治療内容・方法など	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	12.5%	
二人目不妊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
医療機関に対する不満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
パートナーとの関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
周囲の人間関係	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	6.3%	
自分自身のこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
子どものいない人生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
仕事との両立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
合 計	1	0	1	3	3	3	2	1	1	0	0	1	16		

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	対前年比
平成19年度	1	0	1	3	3	3	2	1	1	0	0	1	16	100%
平成18年度	1	1	3	0	1	2	2	1	3	1	0	1	16	

・電話相談：毎週水曜日 午前10時から午後4時（ただし、第1水曜日のみ午後1時から午後8時）

項目\月	平成19年度													合計	(%)
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
情報提供	6	0	3	3	8	3	8	8	5	4	7	4	59	20.8%	
不妊への不安・検査や治療を受けたほうがよいか	0	4	4	2	2	2	4	4	2	2	4	6	36	12.7%	
今の治療の内容と妊娠の可能性	4	6	9	4	5	8	7	2	2	4	7	3	61	21.6%	
他の治療内容・方法など	0	0	1	2	0	0	1	0	1	0	1	1	7	2.5%	
二人目不妊	3	1	3	2	1	5	0	2	2	3	1	2	25	8.8%	
医療機関に対する不満	0	1	0	1	2	2	1	1	1	4	3	2	18	6.4%	
パートナーとの関係	2	2	2	1	7	1	1	3	2	3	1	0	25	8.8%	
周囲の人間関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
自分自身のこと	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3	1.1%	
子どものいない人生	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3	1.1%	
仕事との両立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.4%	
その他	2	5	4	5	3	5	4	1	2	6	4	4	45	15.9%	
合 計	17	19	26	20	29	26	27	22	18	27	30	22	283		

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	対前年比
平成19年度	17	19	26	20	29	26	27	22	18	27	30	22	283	113%
平成18年度	20	27	22	20	28	21	22	23	14	16	20	17	250	

キ 該当セッションで扱ったジェンダー関連問題

平成19年度 面接相談

項目\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	18年度
共依存	23	16	15	20	21	18	24	23	20	21	18	19	238	216
母娘関係	22	27	25	32	30	21	30	33	36	36	36	26	354	320
拒・過食	6	3	1	5	3	4	5	7	3	6	5	6	54	57
依存症	2	2	4	3	2	2	2	6	4	6	3	5	41	33
性被害(セクハラ以外の)	5	2	10	6	5	2	7	3	7	5	3	4	59	53
セクハラ	0	0	3	3	3	2	3	0	4	1	0	1	20	21
性的虐待(幼児・少年期)	2	3	4	2	1	2	4	1	2	2	1	3	27	45
幼児期虐待(性虐待以外)	10	12	12	8	10	5	9	15	13	12	7	12	125	135
夫婦間暴力(DV)	41	33	32	34	33	35	43	32	33	29	28	29	402	348
家庭内暴力(夫婦間以外)	7	4	4	7	6	5	4	4	4	5	6	5	61	33
セクシャリティー	2	0	2	2	1	0	0	0	2	0	1	1	11	12
「役割逸脱」不安	1	3	1	2	3	3	2	4	9	3	5	5	41	58
児童虐待	0	2	1	1	0	1	1	1	3	0	0	1	11	11
その他	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3	4
合計	122	107	114	125	119	100	134	129	140	126	113	118	1,447	1,346

平成19年度 電話相談

項目\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	18年度
共依存	18	19	17	10	16	7	3	17	16	8	8	10	149	205
母娘関係	46	31	43	39	34	45	36	30	27	27	34	30	422	415
拒・過食	5	6	4	7	6	2	0	2	0	4	3	3	42	27
依存症	60	41	49	38	55	33	32	26	36	31	36	32	469	360
性被害(セクハラ以外の)	7	2	2	2	4	4	3	6	6	3	3	2	44	45
セクハラ	2	4	4	2	3	4	5	7	1	1	3	2	38	59
性的虐待(幼児・少年期)	3	3	1	1	3	0	2	1	2	1	0	1	18	15
幼児期虐待(性虐待以外)	3	6	4	8	7	5	5	7	8	7	8	2	70	70
夫婦間暴力(DV)	33	33	45	37	42	38	31	40	40	49	38	35	461	386
家庭内暴力(夫婦間以外)	4	1	7	5	1	6	11	2	8	6	4	7	62	53
セクシャリティー	2	3	2	0	1	0	0	2	0	0	0	1	11	15
「役割逸脱」不安	108	98	137	123	120	91	96	112	107	70	86	94	1,242	994
児童虐待	5	1	5	2	0	1	2	1	9	10	9	3	48	33
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	2	3	11	4
合計	296	248	320	274	292	236	227	253	261	221	234	225	3,087	2,681

(2) サポート・グループ

ア サポート・グループの実施

同じ悩みや問題を持つ女性がファシリテーターを交えて、自分の気持ちを話し合い、相互に支えあうことにより悩みの解決を図る。

定員：各15名

() は申込者数

日 程		回数	テ ー マ	ファシリテーター	参加者数
5/12～7/28	土曜 午前	9	団塊夫婦のターニング・ポイント について話しましょう！	本多 利子 (トーンセンター相談スタッフ)	6 (6)
9/8～1/12	土曜 午前	8	もっと『わたし』を考えたい方へ 女性のためのカウンセリング講座 修了生のCRグループ	加藤 伊都子 (フェミニストカウンセリング 堺カウンセラー)	20 (19)
9/19～11/21	水曜 午前	10	私と子どもとまわりの関係、 うまくやっていきたいのだけれど...	竹之下 雅代 (トーンセンター相談スタッフ)	8 (11)
1/19～3/22	土曜 午前	9	働く私のサバイバル	杉本 志津佳 (トーンセンター相談スタッフ)	11 (14)
1/22～3/25	火曜 午前	8	「言いたいことが、うまく言えない」 と、感じているあなたと。	今西 康子 (トーンセンター相談スタッフ)	17 (20)

イ DVに悩む女性のためのサポート・グループ

日 程		回数	テ ー マ	ファシリテーター	延べ 参加者数
4/5～3/6 月2回	木曜 午前	20	DVに悩む女性のための サポート・グループ	宮本 由起代 (トーンセンター相談スタッフ)	42

ウ 外国人女性のためのディスカッショングループ

日 程		回数	テ ー マ	ファシリテーター	延べ 参加者数
4/21～3/15	第3 土曜	10	日本に住む外国人女性がよく出会う 問題について (中国語)	高橋 美津緋	76
5/26～3/22	月1 土曜	10	同 上 (英語)	ジョアンナ・サトウ	15

(3) 講座の開催

ア 女性(わたし)のためのカウンセリング講座の開催

女性が自己実現していくために必要な視点を、カウンセリングの手法を用いて紹介し、自立と女性問題解決に資した。

定員：70人 申込者：141人 受講者数：延べ506人

	月／日	テーマ	講師
1	6月 2日 (土)	ジェンダー社会と女性の心の健康	川喜田 好恵 (トーンセンター事業コーディネーター)
2	6月 2日 (土)	女らしさの心理的代償 ～うつ・不安・自責感をめぐって～	宮本 由起代 (トーンセンター相談スタッフ)
3	6月16日 (土)	結婚の落とし穴 ～対等でないパートナー関係の危険性～	竹之下 雅代 (トーンセンター相談スタッフ)
4	6月16日 (土)	「家族」をめぐる法律の知識 ～結婚・離婚～	矢倉 昌子 (弁護士)
5	6月30日 (土)	職場の中のジェンダー ～女性が働き続けることを阻むもの～	杉本 志津佳 (トーンセンター相談スタッフ)
6	6月30日 (土)	女性(わたし)のからだ ～セクシュアル・ライツ～	北田 衣代 (産婦人科医師)
7	7月14日 (土)	フェミニスト・カウンセリングにみる母娘 関係 ～女どうしの絆？束縛？～	加藤 伊都子 (フェミニストカウンセリング 堺カウンセラー)
8	7月14日 (土)	母親の一人育児はなぜしんどい？ ～母性愛神話と三歳児神話のはざままで～	赤松 彰子 (子育てひろば里の家主宰 ・助産師)
9	8月 4日 (土)	自己表現トレーニングを学ぶ ～自己尊重と心の基本的人権～	内藤 みちよ (臨床心理士)
10	8月 4日 (土)	自分を大切に生きる生き方とは	本多 利子 (トーンセンター相談スタッフ)

イ 女性関係相談事業担当者研修講座の開催

①Part1 女性関係相談機関のスタッフ（行政職、専門職、民間施設スタッフ）を対象に女性相談機関及び相談事務局のあり方、相談の実際について講座形式での研修を行った。

定員：50人 申込者数：65人 受講者数：延べ97人

	月／日	テーマ	講師
1	7月12日 (木)	女性関連施設における相談事業とは ～相談の視点と相談員倫理～	川喜田 好恵 (トーンセンター事業コーディネーター)
2	7月26日 (水)	女性相談の実際 ～当事者の立場に立ったサポートのために～	杉本 志津佳 (トーンセンター相談スタッフ)

②Part2 女性関連施設職員・女性施策担当職員及びテーマに関心のあるNPOスタッフ等を対象に、困難な状況の女性への支援を的確によりよく行うための女性関連施設の役割を考えるセミナーを開催した。

全国女性会館協議会と共催で、全国女性会館協議会ネットワーク形成事業関西ブロック研修として実施した。（詳細は8共催事業欄を参照）

定員：各日60人 申込者数：81人 延受講者数：延べ277人

ウ 女性のためのCR・サポートグループ ファシリテーター・スキル育成講座の開催

女性の悩みや被害に対する援助の一環としてのグループを、ジェンダー問題に敏感な視点から運営し、女性の社会参画に資するための人材を育成した。

定員：32人 申込者数：32人 受講者数：延べ268人

	月/日	テーマ	講師
1	9月29日 (土)	対人援助のためのグループとは ～その機能と援助技術～	川喜田 好恵 (トーンセンター相談スタッフ・フェミニスト カウンセラー)
2	9月29日 (土)	グループの流れとファシリテーターのかかわり	本多 利子 (トーンセンター相談スタッフ・ スクールカウンセラー)
3 ～ 8	10月16日 10月23日 10月30日 11月13日 11月20日 11月27日 全火曜日 Aグループ 15:00～17:00 Bグループ 18:30～20:30	グループ体験学習 <前半>グループ体験 参加者が実際にCRグループをおこないながら、交替でファシリテーター役割をとって、グループの流れにどうかかわるかを体験します。 <後半>ふり返り グループメンバーとともに自分のファシリテーター・スキルをふり返って、グループのすすめ方、グループ内での対人援助技術、ファシリテーターとしての注意点などについて、スーパーヴィジョンを受けます。	Aグループ <スーパーバイザー> 川喜田 好恵 Bグループ <スーパーバイザー> 宮本 由起代 (トーンセンター相談スタッフ・ 大阪心のサポートセンター代表)
9	12月1日 (土)	CR、サポートグループの倫理 ～二次被害をおこさないために～	川喜田 好恵
10	12月1日 (土)	グループ体験のまとめと現場の応用	宮本 由起代

エ フェミニスト・カウンセリング専門講座の開催（NPO法人との協働事業）
〔理論コース〕

女性を対象とした相談事業にかかわる専門家等が、ジェンダーにとらわれない視点で、女性の自立とエンパワメントのための心理的援助を行うために必要な知識と技能を修得するための講座を開催した。

定員：65人 申込者数：92人 受講者数：延べ503人

	月／日	テ ー マ	講 師
1	11月17日 (土)	フェミニストカウンセリングとは ～女性のエンパワメントを支援するために～	川喜田 好恵 (トーンセンター事業 コーディネーター/カウンセラー)
2	11月17日 (土)	女性心理とジェンダー分析 ～従来の心理学をこえて～	宮本 由起代 (トーンセンター相談スタッフ)
3	12月1日 (土)	性暴力・DV被害のアドボカシー ～法制度の現行と問題点～	長谷川 京子 (弁護士)
4	12月1日 (土)	女性の労働とセクシュアル・ハラスメント ～女性の労働の現状と問題点～	丹羽 雅代 (女性の安全と健康のための 支援教育センター)
5	12月2日 (日)	今、「家族」に何が起きているのか ～「家族」に関する「神話」と実態～	加藤 伊都子 (フェミニストカウンセリング 堺カウンセラー)
6	12月2日 (日)	「女」と「男」だけじゃない ～多様な性の子どもたちとどう向き合うか～	川西 寿美子 (大阪私学人権教育委員会)
7	12月15日 (土)	心療内科を訪れる女性たち ～フェミニストカウンセリングとの連携～	小山 敦子 (近畿大学医学部 堺病院 心療内科医師)
8	12月15日 (土)	性暴力・DV被害と フェミニストカウンセラーの役割	井上 摩耶子 (ウイメンズ・カウンセリング 京都カウンセラー)

[研究コース]

理論編を修了し、実際に現場でカウンセリングやケースワークにかかわっている者を対象に、グループに分かれてCRを組み入れながらスーパーバイザーとともに検討を行った。

定員：45人 申込者数：47人 受講者数：延べ189人
各午前午後2コマ実施 全土曜日

	月／日	テ ー マ	講 師
A	1月19日 2月2日 2月16日	福祉・医療・シェルターなど、ケースワーク的 かかわりを必要とする現場を持つ人	井上 摩耶子 (ウイメンズ・カウンセリング 京都カウンセラー)
B	1月19日 2月2日 2月16日	女性センター・民間カウンセリングルーム、学校 などでのカウンセリングや相談の現場を持つ人	川喜田 好恵 (トーンセンター事業コーディネーター)
C	1月26日 2月2日 2月16日	CR、セルフヘルプグループなどの現場を持ち、 その実践にあたってフェミニストカウンセリング の視点及び、技法を必要とする人	加藤 伊都子 (フェミニストカウンセリング 堺カウンセラー)

3 啓発学習事業

男女共同参画社会の実現のために、ジェンダー問題解決のための啓発活動を行うとともに自主的な学習活動を支援した。

(1) 女性問題啓発講座の開催

ジェンダー問題に対する正しい理解と認識を深めるための各種講座を開催した。

ア ライブセミナー～女性と仕事～

いろいろな分野で活躍している女性を講師として招き、仕事の現場での生の声を聞くことにより、女性が働き続けることを応援していく講座を開催した。

定員：各 50 人 参加者数：延べ 321 人

	月／日	テーマ	講 師	申込者数	参加者数
1	6 月 9 日(土)	広告の仕事	大野 智代 ((株)宣成社 取締役企画開発室長)	77	49
2	9 月 8 日(土)	カウンセラーの仕事	井上 摩耶子 ((株)ウィメンズカウンセリング 京都代表取締役)	160	112
3	12 月 1 日(土)	文楽の仕事	高橋 晃子 (国立文楽劇場舞台技術課 人形床山)	84	63
4	2 月 16 日(土)	社会企業家の仕事	水越 洋子 ((有)ビッグイシュー日本 編集長)	92	73
5	3 月 15 日(土)	映画監督の仕事	浜野 佐知 ((株)旦々舎代表取締役)	37	24

イ 男女共同参画施策に関わる職員のためのプログラム（基礎編）

平成 12・13 年度の調査研究事業により完成したプログラムを基とし、初めて男女共同参画施策に関わる職員を対象に、ジェンダーの視点を高め、参加体験型学習などを通じた研修のプログラムを提供した。

定員：30 人 申込者数：60 人 参加者数：延べ 201 人

	月／日	テーマ	講 師
1	5 月 24 日 (木)	世界の流れ・日本の動きを知る	田上 時子 (ドーンセンター事業コーディネーター)
2	5 月 31 日 (木)	女性相談とは ～相談事業からみえる 女性施策のABC～	川喜田 好恵 (ドーンセンター事業コーディネーター)
3	6 月 7 日 (木)	女性情報とは ～その特徴と活用方法～	木下 みゆき (ドーンセンターアシスタントディレクター 兼情報総括チーフ)
4	6 月 14 日 (木)	講座の企画・広報・運営①	仁科 あゆ美 (ドーンセンター企画推進グループ アシスタントチーフ)
5	6 月 21 日 (木)	講座の企画・広報・運営②	仁科 あゆ美 (ドーンセンター企画推進グループ アシスタントチーフ)

ウ 男女共同参画施策に関わる職員のためのプログラム (応用編)

男女共同参画分野での事業企画・運営の経験が一定程度あり、基本的ノウハウを持っている事業担当職員が、ジェンダーの視点を深め、男女共同参画社会をめざす事業企画の力量を高めるための実践的な研修を行うとともに、事業担当者間のネットワークを形成した。

定員：20 人 申込者数：34 人 参加者数：延べ 76 人

	月／日	テーマ	講 師
1	7 月 25 日 (水)	オリエンテーション： あの企画をトーク！	進行：仁科 あゆ美 (ドーンセンター企画推進グループ アシスタントチーフ)
2	11 月 14 日 (水)	企画のプロセス ～「場」を設計する～	講師：浮穴 正博 (（社）部落解放・人権研究所 啓発企画室長)
3	12 月 12 日 (水)	企画に“ジェンダー軸”を通す ～情報リテラシーの視点から～	コメンテーター：木下 みゆき (ドーンセンターアシスタントディレクター 兼情報総括チーフ)
4	1 月 23 日 (水)	・事業評価システムの導入 ～(財)大阪府男女共同参画 推進財団の場合～ ・事業評価の視点 ～よりよい企画をするために～	講師：時岡 禎一郎 (財)大阪府男女共同参画 推進財団 理事長) 事例報告：仁科 あゆ美 (ドーンセンター企画推進グループ アシスタントチーフ)

エ その他の啓発講座

	月／日	テーマ	講 師
1	7月14日 (土)	「私とフェミニズムとの出会い ～次世代に語り継ぎたいこと～」 一部講 演 生涯にわたる職業生活の中で、 研究者、教育者として女性の労働問題 を追及し、男女共同参画社会の実現の ために“女性センター館長”として尽 力してきたドーンセンター前館長・竹 中恵美子が人生を振り返り、パイオニ アとしての自らの行き方を語り、次世 代に向けてメッセージを贈った。	講 師 ：竹中 恵美子 (ドーンセンター名誉館長)
		二部 トーク 「女性センターの今、そしてこれから」 竹中前館長が清野新館長に女性セン ターの思いをバトンタッチした。 場 所：パフォーマンススペース 定 員：70人 申込者数：276人 参加者数：延べ227人	話し手 ：竹中 恵美子 (ドーンセンター名誉館長) ：清野 博子 (ドーンセンター館長) 進 行 ：時岡 禎一郎 (（財）大阪府男女共同参画 推進財団理事長)
2	1月30日 (水)	男性向け講座「天満橋どーん亭」 水曜日は残業をやめにして、上方落 語を愉しみながら男の働き方を考え た。 場 所：大会議室2 定 員：30人 申込者数：109人 参加者数：74人	出 演：林家 染左 (落語家) 聞き手：中川 桂 (芸能史研究家)
3	3月12日 (水)	若者向け講座 「時代に消費されずに生きる」 ドキュメンタリー映画「遭難フリー ター」上映&トーク どのように働き、暮らしたいのか。 21世紀的ライフスタイルについて若 い世代同士で考えた。 場 所：視聴覚スタジオ 定 員：40人 申込者数：56人 参加者数：50人	スピーカー ：菊澤 史代 (自然流自立塾NOLAスタッフ) ：HEX (ドキュメンタリー 映画撮影・翻訳) コーディネーター ：大塚 郁子 (（特活）兵庫県有機農業研究会)

オ 企業向け研修セミナー

事業主及び企業で働く人を対象に、先進事例や現状を紹介し、職場における男女共同参画を推進するための方法を考える講座を開催した。

月／日	テーマ	講 師
3月1日(土)	働く女性のためのセミナー 私の働き続け方、働きつなぎ方 場 所：特別会議室 定 員：50人 申込者数：72人 参加者数：51人	パネリスト ：松阪 敦子 (㈱ロードカー総務管理本部) ：古大工 真規 (旭化成アミダス㈱関西支社 人材紹介事業部) ：芳林 由美子 (松下電器産業(株)国際商事本部) コーディネーター ：諸麦 美紀(朝日新聞記者)
3月25日(火)	働く男性のためのセミナー 女性部下・同僚・上司との コミュニケーション 場 所：視聴覚スタジオ 定 員：30人 申込者数：27人 参加者数：24人	発表者 ：生駒 京子 (㈱プロアシスト代表取締役) ファシリテーター ：川喜田 好恵 (ドーンセンター事業コーディネーター)

カ 学校教員のためのワークショップ

小中高校の教員が、地図を読み解く視点を身に付け、授業やHRで活用できる教材を作成し、その実践方法を考えるワークショップを開催した。テキストに『地図でみる日本の女性』(明石書店)を使用。

月／日	テーマ	講 師
3月27日(木)	「男女共同参画の視点による教材づくり ～『地図でみる日本の女性』を活用して～」 場 所：大会議室2 定 員：30人 申込者数：32人 参加者数：延べ58人	講師：中澤 高志 (大分大学経済学部准教授) ファシリテーター ：平尾 映子 (大阪府立門真西高等学校教員) ：川中 大輔 (シチズンシップ共育企画 代表・ファシリテーター、 大阪経済大学大学院兼任講師)

(2) ウィメンズフォーラム 2007 の開催

男女共同参画社会づくりを進める当財団では、ドーンセンター設立の理念を広くPRするため、ウィメンズフォーラム 2007 を開催した。

ア ウィメンズフォーラム 2007 Part1

「戦略的に生きる」をテーマに、多様な生き方と、女性のロールモデルとなる方々より、事例を発表いただき、今を戦略的に生きるメッセージを伝えることを目的として実施した。

場 所：パフォーマンススペース

定 員：150 人 申込者数：147 人 参加者数：100 人

月／日	テーマ	講 師
12 月 8 日(土)	講演「戦略的に生きる ～したたかに、しなやかに～」	講師：川村 正子 (ジョンソン&ジョンソン(株) 市場管理部部長)
	事例報告 「私の場合」 ・「可能性をつなぐ」 ・「『勝ち組』をめざさない」 ・「賭けにでる」	発表者 ：黒瀬 友佳子 (帝人クリエイティブスタッフ(株) 人財部ダイバーシティ推進室長) ：イダ ヒロユキ (非常勤講師) ：千葉 潮 (編集事務所アルゴ代表) コーディネーター ：清野 博子 (ドーンセンター館長)

イ ウィメンズフォーラム 2007 Part2

「女性と表現」をテーマに基調講演・シンポジウムを実施し、企画者・表現者の方々の実践を通して、表現活動にジェンダーの視点を通すことへの可能性を探ることを目的とし実施した。

場 所：特別会議室

定 員：90 人 申込者：61 人 参加者数：39 人

月／日	テーマ	講 師
3 月 29 日(土)	講演「アートとジェンダー」	講師：笠原 美智子 (東京都写真美術館事業企画課長)
	インタビュー 「女が演じる・踊る・描く」	ゲスト ：黒木 陽子 (ユニット美人代表・俳優) ：中川 マリ (フラメンコ舞踊手) ：中辻 悦子 (美術家) インタビュアー ：弘本 由香里 (大阪ガス(株)エネルギー・ 文化研究所客員研究員)

4 女性の能力開発・ネットワークに関する事業

女性の社会参加・参画を促進するため、女性の能力の開発・育成に必要な講座等の開催や女性グループ・NPO活動の支援事業を行った。

(1) 女性のチャレンジ支援プログラム1

「アートマネジメント 女性の視点」

女性がまだまだ少ない文化芸術のマネジメント分野で、女性の視点による舞台制作について学ぶチャレンジ支援プログラム、女性の視点によるアートマネージャーの養成講座（入門編）を実施。

現場経験の多い講師による実践的な講義やワークショップをとり混ぜた内容。終了後はグループ化して、協働事業等で文化事業の実施をめざした。

場 所：視聴覚スタジオなど

定 員：25人 申込者：81人 参加者数：延べ162人

受講料：1テーマ 1,500円

	月/日	テーマ	講 師
1	1月22日 (火)	なぜ女性の視点によるアートなのか 【ダイアログ】アートの可能性、 アートの持つ力を活用するために	田上 時子 (ドーンセンター事業コーディネーター) 秋田 光彦 (大蓮寺・應典院住職)
2	1月29日 (火)	演劇	畑 律江 (毎日新聞地域面・ 夕刊特集版編集室編集長)
3	2月5日 (火)	映画	岸野 令子 (映画パブリシスト、 (有)キノ・キネマ代表)
4	2月19日 (火)	現代美術	木ノ下 智恵子 (アートプロデューサー、 大阪大学コミュニケーション デザイン・センターCSCD 特任教員)
5	2月26日 (火)	写真	綾 智佳 (The Third Gallery Aya ギャラリー ディレクター)
6	3月4日 (火)	古典芸能	広瀬 依子 (『上方芸能』編集次長)

(2) 女性のチャレンジ支援プログラム2

女性のチャレンジ支援の一環として、女性の多様なチャレンジを支援するための事業実施、並びにNPOとの協働の更なる構築を図るため、財団が基本企画する事業についてNPO等に公募委託して実施した。

(ア) 選考委員

諸表 美紀 (朝日新聞記者)
時岡 禎一郎 (財大阪府男女共同参画推進財団理事長)
川喜田 好恵 (ドーンセンター事業コーディネーター)

(イ) 開催状況

平成 19 年 8 月 21 日(火) 選考委員会開催

(ウ) 委託内容及び委託先

a 特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ関西

内 容 女の人生リセット講座
時 期 平成 19 年 11 月 22 日(木) : 29 日(木) : 12 月 6 日(木)
場 所 大会議室 3
参加人数 延べ 20 人

b 社団法人 大阪府助産師会

内 容 女性の職場復帰のための母乳哺育からはじまる食育
時 期 平成 20 年 2 月 19 日(火) : 24 日(日)
場 所 大会議室 1
参加人数 延べ 83 人

c 特定非営利活動法人 さんぴいす

内 容 リ・チャレンジ★フェスタ
時 期 平成 20 年 3 月 1 日(土)
場 所 ドーンセンター 4 階フロア全部
参加人数 延べ 100 人

5 調査研究事業

(1) 「ドーンセンター事業・NPO協働評価委員会」の運営

ドーンセンターにおける事業、運営及びNPOとの協働のあり方を第三者によって評価し、その結果をより効果的な事業計画の作成及び実施に反映させるため理事会のもとに「ドーンセンター事業・NPO協働評価委員会」を平成 19 年 4 月に設置し、平成 18 年度事業の評価を行うとともに、NPOとの協働のあり方についても平成 19 年どの評価を実施した。

(ア) 委員

木村 涼子 (大阪大学大学院准教授)
高田 昌代 (神戸市看護大学教授)
中村 彰 (メンズセンター)
西村 美智子 ((株)毎日放送部次長)
浮穴 正博 ((社)部落解放・人権研究所啓発部会幹事)
奥村 睦美 (サントリー(株))
末村 祐子 (大阪経済大学客員教授)
肥田 和子 (元堺市男女共同参画推進担当部長)

(イ) 開催状況

- ・全体会
平成 19 年 4 月 20 日、8 月 29 日
- ・事業部会（ヒアリングを含む）
平成 19 年 5 月 16 日、6 月 20 日、7 月 18 日
- ・NPO 協働部会（ヒアリング含む）
平成 19 年 6 月 22 日、12 月 19 日・20 日
平成 20 年 1 月 30 日、2 月 20 日・26 日、3 月 18 日・26 日

(ウ) 平成 18 年度事業に係る評価報告書提出

平成 19 年 10 月 17 日

(エ) 平成 19 年度 NPO 協働に係る評価報告書提出

平成 20 年 3 月 31 日

(2) ドーンプロジェクトチームの会議の開催

各分野の専門家によるプロジェクト会議を設置し、ドーンセンターの文化表現事業ソフト開発について検討した。

(ア) 委員

第 1 回委員

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 秋山 シュン太郎 | （一心寺シアター事務局長、NPO 法人発起塾塾長） |
| 岡田 光生 | （財団法人大阪城ホール事業部） |
| 尾西 教彰 | （兵庫県立尼崎青少年創造劇場 業務部課長補佐） |
| 木嶋 茂雄 | （シアターぶらっつ江坂支配人、劇団ひまわり大阪俳優養成所所長） |
| 丸井 重樹 | （精華小劇場制作） |
| 中川 俱子 | （株式会社アルプラン代表取締役、建築家） |

第 2～6 回委員

- | | |
|---------|------------------------------|
| 尾西 教彰 | （兵庫県立尼崎青少年創造劇場業務部課長補佐） |
| 木ノ下 智恵子 | （大阪大学コミュニケーションデザイン・センター特任講師） |
| 畑 律江 | （毎日新聞地域面・夕刊特集版編集室編集長） |
| 弘本 由香里 | （大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所客員研究員） |
| 松本 薫 | （大阪府立現代美術センター主任研究員） |
| 田上 時子 | （ドーンセンター事業コーディネーター） |

(イ) 開催状況

第 1 回 平成 19 年 4 月 19 日(木)

内容：プール跡地改修に向けて

第 2 回 平成 19 年 9 月 5 日(水)

内容：ドーンセンター文化表現事業の概要説明

第 3 回 平成 19 年 10 月 30 日(火)

内容：「たんば篠山方式」について

ゲストスピーカー：向井 祥隆（篠山市職員）

第4回 平成19年11月27日(火)

内容：各分野の現状 ～「女性」を切り口に～

第5回 平成20年1月22日(火)

内容：女性の視点による文化、文化表現事業の今後の展開

第6回 平成20年3月26日(水)

内容：公的施設の役割と文化の創造

ゲストスピーカー：小堀 純（編集者）

(3) 協働相手先選考委員会の実施

「面接相談及び情報ライブラリーのNPOとの協働の実施」にあたっては、企画提案公募を行い選考委員会で協働相手先を選考した。

【ドーンセンター面接相談事業】 平成20年度以降3年間の委託

(ア) 選考委員

丸本 郁子 (大阪女学院短期大学名誉教授)
川中 大輔 (シチズンシップ共育企画代表)
内藤 みちよ (臨床心理士、スクールカウンセラー)
今浦 正美 (大阪府生活文化部男女共同参画課課長補佐)
中 美子 (大阪府男女共同参画推進財団事務局長)

(イ) 選考状況

広報期間 平成19年11月1日から平成19年11月30日
説明会 平成19年11月15日
提出機関 平成19年11月15日から平成19年11月30日
ヒアリング 平成19年12月14日
選考委員会 平成19年12月14日

(ウ) 委託先

特定非営利活動法人 日本フェミニストカウンセリング学会

【ドーンセンター情報ライブラリー事業】

平成20年度以降3年間の委託（労働者派遣）

(ア) 選考委員

丸本 郁子 (大阪女学院短期大学名誉教授)
川中 大輔 (シチズンシップ共育企画代表)
弘本 由香里 (大阪ガスエネロジー・文化研究所客員研究員)
今浦 正美 (大阪府生活文化部男女共同参画課課長補佐)
中 美子 (大阪府男女共同参画推進財団事務局長)

(イ) 選考状況

広報期間 平成19年11月27日から平成19年12月26日
説明会 平成19年12月13日
提出機関 平成19年12月13日から平成19年12月26日
ヒアリング 平成20年1月10日
選考委員会 平成20年1月10日

(ウ) 委託先

有限会社 ウィメンズブックストア ゆう

6 文化表現事業

女性による文化・表現活動を支援するとともに、女性に対する固定的なイメージや社会意識の変革をめざす映像作品の上映や、舞台芸術作品の公演等を行った。

(1) 女性映像フェスティバル 2007

女性の視点による映像文化の発展と映像分野への女性の参画の促進を図るため女性監督作品等の上映を行った。

	月/日	内 容
Part1	7 月 28 日(土)	作品：「幸福のスイッチ」 ＜日本／2005 年／105 分／脚本・監督：安田真奈＞ 監督トーク：安田真奈 作品：「赤い鯨と白い蛇」 ＜日本／2006 年／102 分／監督：せんぼんよしこ＞ 場 所：ホール 参加者数：延べ 247 名
Part2	10 月 13 日(土) 10 月 14 日(日) 10 月 16 日(火) 10 月 17 日(水)	～山形国際ドキュメンタリー映画祭 女性作品コレクション～ 山形国際ドキュメンタリー映画祭 2007 連携企画 「インターナショナル・コンペティション」「アジア千波万波」 部門から女性監督作品を中心に上映。(全 9 作品)。 「12 タンゴ ブエノスアイレスへの往復切符」「彼女の墓に 花をそえるのは私」「僧院物語」「関西公園～Public Blue」 「アキ・ラーと少年たち」「雲の彼方に」「稟愛(ピンアイ)」 「ありのまま」「お母さん」 場 所：視聴覚スタジオ 参加者数：延べ 326 名

(2) 第 13 回・第 14 回女性芸術劇場

女性の手による女性の視点を持った舞台芸術公演の開催。
より創造的な舞台芸術表現をめざし、表現者の方々と協働して企画・プロデュースしていくため、第 13 回の上演と第 14 回の演者を公募して実施した。

	演 目	月／日	劇団名	場 所	参加者
1	第 13 回 「天使たちの誘惑」 (2 回公演)	6 月 2 日(土) ～3 日(日)	劇団青い鳥	ホール	延べ 511 人
2	第 14 回 ひとり語り「林英世」 (5 回公演)	3 月 7 日(金) ～9 日(日)	ラ・ブームメント	視聴覚スタジオ	155 人
3	第 14 回 「三人姉妹」(3 回公演) *女性のための体験演劇 ワークショップ	3 月 21 日(金) ～22 日(土)	あなご事情団	パフォーマンス スペース	190 人

(3) 女性の若手表現者支援事業

ア 第 1 回ウィメンズ・アーティスト展覧事業「稲垣智子展」Ⅱ期

女性の若手表現者を支援する展覧会を開催した。

現代美術作家・稲垣智子が、映像インスタレーションで表現した。

時 期：平成 19 年 4 月 1 日(日)～4 月 8 日(日)

場 所：プール跡地 (B1F)

人 数：延べ 194 人

後 援：(財)大阪 21 世紀協会

協 賛：(株)ソフマップ、(株)野木、ヒビノ(株)

協 力：大阪府立現代美術センター

イ ドーン・デザイナー登録

女性の文化・表現活動支援事業のちらし・パンフレット等の作成を委託する
女性デザイナーの登録者募集の事業

登録者数：16 名

依頼内容

- ・ウィメンズフォーラム 2007 Part 1 のチラシ作成
- ・「3 月のドーンセンターが面白い」のチラシ作成

(4) 海外女性監督ビデオ作品の収集・加工

わが国で未公開の女性監督のドキュメンタリー等を独自に収集し、日本語に翻訳加工して、ライブラリーで視聴・貸出サービスを行い、広く府民の活用を図る。

また、行政、学習・教育機関や団体・グループ等の研修教材として活用できるように販売も行った。

作品名	監督	製作年	製作国	時間	種別
稟 愛 (ピンアイ)	フォン・イエン	2007 年	中国	114 分	ドキュメンタリー
Labor Women (レイバーウイメン)	エレーン・キム	2002 年	米国	36 分	ドキュメンタリー

7 国際交流事業

(1) 海外向け英文情報誌「DAWN」の発行

ドーンセンターの知名度を高め、情報集積を促進するとともに、センターの活動や日本の民間レベルの女性問題情報を海外に発信するため、海外向け情報誌をNPOと協働で制作した。

- ・発行時期 平成 20 年 2 月
- ・部 数 3,000 部
- ・規 格 A4 版 12 頁
- ・配付先 海外 120 カ国（政府・国際機関、NGO など約 350 ヲ所）
国内 480 ヲ所（女性関係施設、図書館など）
- ・全体テーマ 日本の次世代育成～男女平等の視点から～

ページ	内 容	執筆者
p 1～3	男女共学を真に男女平等な環境にするために (概論)	木村 涼子 (大阪大学人間科学部准教授)
p 4～6	座談会 「今、学校では・・・私たちの男女平等教育」 メンバー 東 裕子 (元小学校教員) 加藤 育子 (府立高校教員) 萬田 久美子 (府立高校教員) 本多 利子 (元中学校教員) コーディネーター 木原 明美 (NPO法人ZUTTO)	
	ドーンセンター教員研修レポート 「学校教員のためのワークショップ」	仁科 あゆ美 (ドーンセンター企画推進グループ アシスタントチーフ)

ページ	内 容	執筆者
p 7～9	「様々な取り組みが注目される 日本の男女平等教育」 ・ (社)子ども情報研究センター 「子どもの声に耳を傾け、ともに考える」 ・ (特活)女性と子どものエンパワメント関西 「大阪府子どもエンパワメント事業 ～子どもの安全、安心のために～」 ・ (特活)ZUTTO 「いじめ防止ワークショップ」 ・ (特活)SEAN ・ 大阪私立学校人権教育研究会性差別問題研究委員会 ・ ドーンセンターで学ぶ男女平等	
p 10	コラム 「日本の子ども ～スクールカウンセラーから見えてくること～」	本多 利子 (スクールカウンセラー)
p 11	ドーンセンター情報ライブラリー紹介	木下 みゆき (ドーンセンターアシスタントディレクター 兼情報総括チーフ)
p 12	ドーンセンター事業紹介 「女性と仕事セミナー～2008年3月で全50回～」	仁科 あゆ美 (ドーンセンター企画推進グループ アシスタントチーフ)

(2) 海外女性ネットワーク事業

海外女性のNGO・NPOとの交流を深め、共通する課題の解決や女性の地位向上について協力できる関係を築いていくため、日本の女性グループ等と連携して、海外女性NGO・NPOとのネットワークづくりを支援する事業を実施する。

	日 程	協催NPO名	内 容	場 所	参加者
1	6月5日(火)	日韓働く女性の 交流集会実行委員会	民主化の歴史を切り拓いた 韓国働く女性との交流会	大会議室1	95人
2	7月1日(日)	高齢社会を よくする会・大阪	日韓高齢女性の現在(いま)	特別会議室	65人
3	10月27日(土)	(財)アジア・太平洋 人権情報センター	日韓連続シンポジウム in Osaka 移住女性労働者 の人権保障を求めて	特別会議室	99人

8 全国女性会館協議会ネットワーク形成事業関西ブロック研修

全国女性会館協議会と共催で、全国女性会館協議会ネットワーク形成事業関西ブロック研修、女性関連施設協議会ネットワークセミナー「女性支援ネットワークづくりにおける女性関連施設の役割」を開催した。

女性関連施設職員・女性施策担当職員及びテーマに関心のあるNPOスタッフ等を対象に、困難な状況の女性への支援を的確によりよく行うための女性関連施設の役割を考えるセミナーを実施した。

定員：各日60人 申込者数：81人 延受講者数：延べ277人

月／日	テーマ	講師
9月12日(水)	10:00～開会挨拶	清野 博子 (トーンセンター館長)
	10:30～12:00 講演「地域の社会資源ネットワークと女性関連施設」	桜井 陽子 (横浜市男女共同参画推進協会 事業本部長・全国女性会館協議会 常任理事)
	トーンセンター見学 (希望者のみ)	
9月12日(水)	13:30～16:30 パネルディスカッション&情報交換 「被害者支援ネットワークにおける女性関連施設の役割」	パネリスト 桜井 陽子 遠矢 家永子 (NPO 法人 SEAN・シー) 堀河 昌子 (NPO 法人大阪被害者支援 アドボカシーセンター) コーディネーター 川喜田好恵 (トーンセンター事業コーディネーター)
	18:00～ 情報交換会	
9月13日(木)	10:30～12:00 講演 「女性情報の新たな展開： NEXTステージへ・・・」	青木 玲子 (埼玉県男女共同参画共同参画 推進センター事業コーディネーター・ 全国女性会館協議会常任理事)
	トーンセンター見学 (希望者のみ)	
	13:30～16:20 パネルディスカッション&情報交換 「女性情報を社会的に困難な女性を サポートする社会資源とするために」	パネリスト 須田 和 (尼崎市女性センター所長) 森屋 裕子 (世界女性会議ネットワーク関西) 中野 冬美 (NPO 法人しんぐるまざあず・ ふぉーらむ・関西) コーディネーター 青木 玲子
	16:30～ 閉会挨拶	時岡 禎一郎 (財団法人大阪府男女共同参画推進 財団理事長)

9 協催事業

NPOとの協働モデル施設として、ドーンセンターを利用してNPO等が行う男女共同参画社会の実現にむけた啓発事業で、協働することにより、事業効果やグループ活動の活性化につながる企画提案に対して、外部委員も参画した選考審査を経て事業支援を行う協催事業を実施した。

*NPO法人ZUTTOと協働で実施（平成18年4月～平成21年3月）

（1）選考委員会の開催

19年度上半期事業 平成19年2月8日

19年度下半期事業 平成19年6月14日

（2）協催実施状況

NO	開催日	事業名	実施団体名	開催場所	参加人数
1	5月26日(土) 6月23日(土)	ジェンダーの視点で 「非行」を考える	(特活) 関西こども文化協会	大会議室2 中会議室2	85
2	6月10日(日) 7月22日(日) 8月19日(日)	男の井戸端会議 「シリーズ・シングル男性の ステキな老後」	メンズセンター	和室1・2	25
3	6月2日(土)	トランスジェンダー映画から 性別を濃ゆーく考える	関西 Queer Film Festival 実行委員会	視聴覚スタジオ	80
4	7月1日(日)	日韓高齢女性の現在	高齢社会をよくなる会・大阪、京都	特別会議室	65
5	10月27日(土)	日韓連続シンポジウム in Osaka 移住女性労働者の 人権保障を求めて	(財)アジア・太平洋 人権情報センター	特別会議室	99
6	6月5日(火)	民主化の歴史を切り拓いた 韓国働く女性との交流会	日韓働く女性の交 流集会実行委員会	大会議室1	95
7	11月30日(金) 12月1日(土) 12月2日(日)	「やっぱり好きやねん！ ～与謝野晶子・寛と 二人をめぐる人々～」	劇団 未来	ホール	1448

NO	開催日	事業名	実施団体名	開催場所	参加人数
8	2月24日(日)	「こほろぎ嬢」上映会& 吉岡しげ美コンサート	「こほろぎ嬢」 上映実行委員会	ホール	344
9	10月30日(火) 10月31日(水)	大藪順子写真&講演会 性暴力サバイバーの素顔	性暴力サバイバー の素顔日本DE 大 藪順子写真展運営 委員会/大阪YWCA	パフォーマンス スペース	165
10	10月13日(土)	団塊世代のみなさん あなたが 主役!「アクティブな シニアライフをめざそう」	オパールネット ワーク大阪	特別会議室	83
11	11月10日(土)	心も体も解放 ～ワークショップ: ドラマ・エンパワメント	女性のエンパワ メントをサポート する会	大会議室 2	28
12	10月27日(土) 11月10日(土) 11月17日(土)	「私」と「働く」を考える 再就職準備セミナー	ワーキング サプリー	中会議室 1 視聴覚スタジオ	11
13	10月17日(水) 10月31日(水)	アフガニスタンの少女の学び 読み書きは夢を紡ぐ第一歩	EFA-JAPAN	中会議室 1	20
14	10月25日(木)～ 3月29日(土) 全11回	セルフディフェンス講座 ～自分の身は自分で守る～	インパクト関西	視聴覚スタジオ	107
15	10月27日(土) 12月8日(日) 2月10日(日) 3月9日(日)	仕事もプライベートも 自分らしく愉しむ	(特活)働く女性を ハッピーにする プロジェクト	中会議室 1	38
16	12月9日(日)	対立をちからに! WinWin～勝ち負けのない 解決方法を考えよう!	(特活)SEAN	特別会議室	73
17	11月17日(土) 12月15日(土)	ケアワーカーの仕事と 賃金を考える	働く女性の 人権センター いこ☆る	大会議室	70
18	12月1日(土)	女性学・ジェンダーフォーラム in 2007 未来へつなぐ女性学 ～十人十色、 「私」の30年をふり返る	日本女性学研究会	パフォーマンス スペース	127

NO	開催日	事業名	実施団体名	開催場所	参加人数
19	1月12日(土)	わたしの内の社会 社会の内のわたし ～多様性教育入門～	大阪多様性教育 ネットワーク	大会議室 2	19
20	11月3日(土) 11月17日(土) 12月1日(土)	土曜の午後はセルフケア 「わたし」にやさしく 触れてみよう	グループぼちぼち	視聴覚スタジオ	31
21	2月23日(土)	働く女性と家族が暮らしやすい 国産材を使った家づくり	(特活) もく(木)の会	大会議室 1	21
22	3月9日(日)	女性への暴力被害支援の 深化に向けて ～女性が自分の人生を 取り戻すために～	ウィメンズ センター大阪	特別会議室	40
23	3月15日(土)	ILO100号で格差をなくそう 同一価値労働に同一賃金を	ワーキング・ ウィメンズ・ ネットワーク	パフォーマンス スペース	105
23	1月25日(金) 1月26日(土) 1月27日(日)	フィリピン女性現代美術家 アートワークショップ &フォーラム	(特活) アーツアポリア	視聴覚スタジオ	116
				合計	3295人

1.0 広報事業

ドーンセンターの設置目的、施設概要、主催事業などの周知を図り、センターの利用と事業への参加を促進するため、「DAWN～おおさか発女と男の情報誌～」の発行やホームページ (<http://www.dawncenter.or.jp/>) の運営のほか、センター主催事業のチラシ等を作成し、各種媒体を用い広報活動を行った。

(1) 情報誌『DAWN』～おおさか発女と男の情報誌～の作成

ドーンセンターと大阪府と共同編集でドーンセンター主催講座・イベントの案内グループの活動紹介、センター施設紹介、行政情報等を内容とする情報誌を作成して、都道府県をはじめ府内外の女性関連施設、市町村女性政策関連行政機関、図書館等に配付した。

・発行時期 6・9・12・3月

- ・部 数 20,000 部
- ・規 格 A4 版 12 ページ

(2) 利用案内パンフレット等の作成

ドーンセンターの設置目的、施設概要、主催事業などの周知を図り、センターの利用と事業への参加を促進するため、施設利用パンフレット、センター主催事業のちらし、ドーンセンタービデオ販売用パンフレット等を作成した。

*NPO法人ZUTTOと協働で実施（平成18年4月～平成21年3月）

1.1 他機関との連携事業

(1) 平成19年度講師派遣

主催者の要請により、下記のとおり講師を派遣した。

月／日	主催者	内 容
4月25日 (水)	茨木市立男女共生センター ローズWAM	新聞クリッピングに取り組むために ：女性情報としての活用
5月10日 (木)	大阪府総務部人事室	新任課長級職員研修 ：女と男—変わる常識
8月28日 (火)	大阪府教育センター	小・中学校人権教育研修 ：教職員のためのドーンセンター活用術
9月1日 (土)	独立行政法人国立女性教育会館	男女共同参画のための研究と 実践の交流推進フォーラム ：男女共同参画の拠点づくり
9月20日 (木)	内閣府男女共同参画局	女性センター等職員研修 ：大阪府立女性総合センターにおける取組
11月20日 (火)	大阪教育大学	専門科目ゲストティーチャー ：社会教育課題研究
11月21日 (水)	大学図書館近畿イニシアティブ 運営委員会	大学図書館近畿イニシアティブ中級研修 ：図書館の広報戦略
1月11日 (金)	独立行政法人国立女性教育会館	女性関連施設に関する調査研究 ：事例報告会
2月6日(水)	泉大津市市民産業部人権啓発課	泉州地域男女共同参画行政担当者連絡会 ：男女共同参画における市民との協働について
2月19.26日 3月11日 (火)	松原市総務部人権文化室	市民向け講座 ：仕事と家庭の両立支援ワーク・ライフ・バランスについて

(2) 大学との連携事業

ア 大阪経済大学 北浜キャンパス「北浜土曜講座」の業務委託

「女性のキャリアデザイン～男女共同参画社会を考える～」

日 程	テーマ	講 師
12月1日 (土)	女性をとりまく現代の社会事情 ～マスコミは女性を いかに描いてきたか～	時岡 禎一郎 (財団法人大阪府男女共同参画推進財団 理事長)
12月8日 (土)	女性のキャリア形成、今、何が問題か ～女性と子どものエンパワメント支援～	田上 時子 (ドーンセンター事業コーディネーター)
12月15日 (土)	女性のライフサイクルとキャリア形成 ～フェミニスト・カウンセリングの 現場から～	川喜田 好恵 (ドーンセンター事業コーディネーター)
12月22日 (土)	情報の活用①	木下 みゆき (ドーンセンターアシスタントディレクター 兼情報総括チーフ)
平成20年 1月12日 (土)	情報の活用②	木下 みゆき (ドーンセンターアシスタントディレクター 兼情報総括チーフ)
1月19日 (土)	さまざまなキャリアの軌跡 ～ドーンセンターからみえること～	仁科 あゆ美 (ドーンセンター企画推進グループ アシスタントチーフ)
1月26日 (土)	女性のキャリアデザイン ～トップランナーとして、 実践から理論へ～	清野 博子 (ドーンセンター館長)

イ インターンシップ生等の受入れ

大学生に就業体験を行わせ、大学における教育機能の強化及びチャレンジ精神を持った人材の育成並びに男女共同参画社会の推進に対する理解を深めることを目的として実施する。

- 平成19年8月1日～平成19年9月30日まで
大阪女子大学生 1名
大阪府立大学院生 2名 概ね各15日程度
- 平成19年11月20日～平成20年3月29日
奈良女子大学大学院生 1名

(3) その他

ア 韓国ソウル女性プラザとの交流

平成 18 年度に、当財団とソウル女性プラザは、友好を深めるため協約を締結した。

今年度は当センターにソウル女性プラザ職員 2 名を招聘し、施設及び事業案内をするとともに、大阪府の男女共同参画施策への取り組み紹介、大阪府内の女性関係施設及び男女共同参画担当課の職員との情報交換・ネットワークの会を開催した。

平成 19 年 10 月 26 日(金)～平成 19 年 10 月 28 日(日)

「日韓の男女共同参画施策と事業を知る」

時 期：10 月 26 日(金) 場 所：中会議室 2 (4F)

ソウル市の男女共同参画施策と ソウル女性プラザの事業	呉 恵蘭 (ソウル特別市女性家族財団对外協力室長)
女性 N P O との協働事業について	姜 明志 (ソウル特別市女性家族財団对外協力担当)
大阪府の男女共同参画施策	松田 隆雄 (大阪府生活文化部副理事兼男女共同参画課長)
日本の女性センターの現状と役割	田上 時子 (ドーンセンター事業コーディネーター)
ドーンセンターの事業 ～文化表現事業と啓発学習事業から～	仁科 あゆ美 (ドーンセンター企画推進グループ アシスタントチーフ)

イ 内閣府連携事業

日本・スウェーデン 男女共同参画ジョイントシンポジウム

「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けてスウェーデンと日本の対話」

時 期：平成 19 年 10 月 19 日(金)

場 所：パフォーマンススペース 参加者数：140 人

主 催：内閣府男女共同参画局、スウェーデン文化交流協会、
駐日スウェーデン大使館、(財)大阪府男女共同参画推進財団

後 援：関西経営者協会 協 力：大阪府

テーマ	講 師
講 演	講演 ：デニス・キュルマン (機会均等オンブズマン付調査・指導官、弁護士)
パネルディスカッション1 ワーク・ライフ・バランス の重要性	基調発言 ：イエトルード・オーストロム (スウェーデン男女共同参画問題に関する 政府委員会委員長、特別調査官・専門家) パネリスト ：イエトルード・オーストロム ：デニス・キュルマン ：大沢 真知子 (日本女子大学教授)
パネルディスカッション1 企業における取組	基調発言 ：エヴァ＝リサ・アンダーション (ボルボ社YCCプロジェクトマネージャー) パネリスト ：ラース・ペーテルソン (イケア・ジャパン㈱代表取締役社長) ：エヴァ＝リサ・アンダーション ：植田 和憲 ((株)パトライト代表取締役社長) ：澤入 精 ((株)サワーコーポレーション代表取締役社長)

ウ 社会体験研修として大阪府内公立学校の初任教員の受け入れ

- ・平成19年7月26日、27日 大阪府立茨田高等学校 3名
- ・平成19年8月22日、23日 大阪府立盲学校等 4名

エ 京阪神劇場連絡会への参加

- ・平成19年4月17日 総会
- ・平成19年7月4日 定例会

12 登録団体制度

男女の自立とあらゆる分野への参加・参画を促進することを目的としてドーンセンターを定期的にご利用するグループを利用者団体として登録し、優先的にセンターを利用できるよう、一般の利用申込受付に先立って、利用申込を受け付ける制度を実施した。

(1) 登録の要件

男女の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進することを目的とするグループで、次の要件を満たすもの。

- ア 定期的に活動しているグループ
- イ 活動実績が概ね1年以上あるグループ

- ウ 会則・責任者が定まっているなど、体制が明確であるグループ
- エ 営利活動、特定の宗教を布教するための活動、あるいは特定の政党・政策を支援する活動を目的としないグループ
- オ 主として大阪府内で活動しているグループ

(2) 登録団体数

163団体 (平成20年3月末現在)

(3) 登録の有効期間

平成21年3月31日

13 視察対応

全国の行政機関、女性団体・グループ及び海外からの視察を受け、センター設立の趣旨・目的並びに事業概要の説明を行った。

	平成19年度		平成18年度	
	件数	人数	件数	人数
女性／男女共同参画センター	8	41	5	22
地方自治体	7	101	2	63
学校教職員	4	125	1	55
小・中・高校生	3	98	9	261
インターンシップ	2	9	2	6
団体・NPO	6	37	2	10
海外	3	61	2	29
その他	6	62	4	54
計	39	534	27	500

平成19年度 主催事業・イベント実施一覧

<定例業務を除く>

2008年3月31日 現在

		①NPOへの全面委託・②事業実施委託・③事業一部委託・④自主事業への支援																
事業体系	講座名	区分	協働区分	実績	回数	会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
情報ライブラリー事業	情報活用講座	補助	②	延166人	5回	大会議室										26	2・9・16・23	
	情報担当者ネットワーク会議	受託		延124人	4回	中会議室					22・30	5・13						
	ホンのおしゃべり	自主		16人	1回	グループブース				12								
	ビデオ上映会	自主		479人	19回	グループブース	26	31	28	26	30	27・29	25・27	22・24	20・22	17・19	28	1・27・29
	特別企画展示「文楽人形の髪結」	受託	①	—	1回	情報ライブラリー									4←→23			
	特別企画展示「文楽人形の髪結」デモンストレーション	受託	①	85人	1回	情報ライブラリー									4			
相談事業	女性の社会参画のための人間関係講座	補助		延268人	16回	大・中会議室						29	16・23・30	13・20・27	1			
	フェミニスト・カウンセリング専門講座	補助	①	延500人 男女別：250人	26回	大・中会議室								17	1・2・15	19・26	2・16	
	女性のためのカウンセリング講座	受託		延506人	10回	大会議室			2・16・30	14	4							
	サポート・グループ(外国人のためのディスカッショングループ含む)	受託		延421人	英語・中国語20回 20回(DV) 8回or9回×5G	サポート・カウンセリンググループ	21 5・19	19・26 17	16・23 7・21	21 5・19	18 2	15 6・20	20 4・18	17 1・15	15 6・20	19 17	16・23 7・21	15・22 6
	女性関係相談事業担当者研修講座	受託		延375人	4回	大会議室				12・26		12・13						
啓発学習事業 (20コマ)	ライブセミナー 46回 「メッセージを伝える～広告の仕事」	受託		49人	1回	大会議室			9									
	ライブセミナー 47回 「カウンセラーの仕事」	受託		112人	1回	大会議室						8						
	ライブセミナー 48回 「文楽の仕事」	受託		63人	1回	大会議室									1			
	ライブセミナー 49回 「社会企業家の仕事」	受託		73人	1回	大会議室											16	
	ライブセミナー 50回 「映画監督の仕事」	受託		24人	1回	大会議室												15
	男女共同参画施策に関わる職員のための研修プログラムpart1	受託		延201人	5回	大会議室		24・31	7・14・21									
	男女共同参画施策に関わる職員のための研修プログラムpart2	受託		延76人	4回	中会議室				25				14	12	23		
	企業向け研修セミナー(女性)	受託		51人	1回	大会議室												1
	企業向け研修セミナー(男性)	受託		24人	1回	大会議室												25
	教員向け研修	受託		延58人	2回	大会議室												27
	女性問題啓発講座(テーマ「私とフェミニズムの出会い～次世代に語り継ぎたいこと～」)	受託		227人	1回	パフォーマンススペース				14								
	女性問題啓発講座「男性向け講座」(テーマ「天満橋どーん亭」)	受託		74人	1回	大会議室										30		
	女性問題啓発講座「若者向け講座」(テーマ「時代に消費されずに生きる」)	受託		50人	1回	視聴覚スタジオ												12
	ウィメンズフォーラム Part1「いまここから戦略的に生きる」	受託		100人	1回	パフォーマンススペース									8			
	ウィメンズフォーラム Part2「女性と表現」	受託		39人	1回	特別会議室												29
能力開発ネットワーク事業	チャレンジ支援プログラム-1「アートマネジメント講座」	補助		延162人	6回	視聴覚スタジオ										22・29	5・19・26	4
	チャレンジ支援プログラム-2 1:20人 2:83人 3:100人	補助	①	延203人	3事業	会議室他							3事業実施	22・29	6		19・24	1
調査研究	評価委員会の運営	補助			12回	会議室他	20	16	20・22	18	29					19・20	30	3回
	事業(文化表現)プロジェクトチームの運営	補助			6回	会議室他	19					5	30	27		22		26
	事業選考委員会の開催(協働事業・相談業務・情報業務)	補助			随時	会議室他			14					15	13・14・18	10・17		
文化表現事業	女性映像フェスティバル Part1	補助		247人	1回	ホール				28								
	女性映像フェスティバル Part2	補助		延326人	1回	スタジオ							13・14・16・17					
	女性芸術劇場	補助	②	延856人	3団体	ホール・パフォーマンス他			2・3									6～9・21～22
	女性の若手表現者支援	補助	①	194人	1回	地下ブール跡地	1→8											
	海外女性監督ビデオ作品の収集・加工	受託	①	—	2回													○
国際交流事業	英文情報誌「DAWN」の発行	補助	①	—	1回												○	
	海外女性ネットワーク事業	補助	④	259人	3回				5	1			27					
	ソウル女性プラザとの交流事業	自主		28人	1回								26・27・28					
広報事業	情報誌「DAWN」の発行(各回2万部)	受託			4回				21			26			19			26
協働事業	ジェンダーの視点で「非行」を考える	補助	④	延85人	2回	大会議室・中会議室		26	23									
	男の井戸端会議「シリーズ、シングル男性のステキな老後」	補助	④	延26人	3回	和室			10	22	19							
	トランスジェンダー映画から性別を遡って考える	補助	④	80人	1回	視聴覚スタジオ			2									
	やっぱり好きやねん!～与謝野晶子・寛と二人をめぐる人びと～	補助	④	延1448人	4回	ホール								30	1・2			
	日韓高齢社会の現在(海外)	補助	④	65人	1回	特別会議室				1								
	民主化の歴史を切り拓いた、韓国働く女性との交流会(海外)	補助	④	95人	1回	大会議室			5									
	日韓連続シンポジウムin大阪 移住女性労働者の人権保障を求めて(海外)	補助	④	99人	1回	特別会議室							27					
	ILO100号で格差をなくそう 同一価値労働同一賃金を	補助	④	105人	1回	パフォーマンススペース												15
	「こぼろぎ」上演会&吉原しげ英コンサート	補助	④	延344人	2回	ホール											24	
	わたしの中の社会 社会の中のわたし～多様性教育入門～	補助	④	19人	1回	大会議室										12		
	対立を明らかに!WinWin～勝ち負けのない解決方法を考えよう!	補助	④	73人	1回	特別会議室									9			
	働く女性と暮らしやすい国産材を使った家づくり	補助	④	21人	1回	大会議室											23	
	「わたし」と「働く」を考える再就職準備セミナー	補助	④	延111人	3回	中会議室・視聴覚							27	10・17				
	国境世代のみなさん あなたが主役!アクティブなシニアライフを!	補助	④	83人	1回	特別会議室							13					
	女性への暴力被害支援の深化に向けて～女性が自分の人生をとりもどすために～	補助	④	40人	1回	特別会議室												9
	ケアワーカーの仕事と賃金を考える	補助	④	延70人	2回	大会議室・特別会議室								17	16			
	仕事もプライベートも自分らしく楽しむ	補助	④	延38人	4回	中会議室							27		8		10	9
	アフガニスタンの少女の学び 読み書きは夢を紡ぐ第一歩!!	補助	④	延20人	2回	中会議室							17・31					
	大飯親子写真展&講演会 性暴力サバイバーの素顔	補助	④	延165人	2回	パフォーマンススペース							30・31					
	土曜の午後はセルフケア「わたし」にやさしく触れてみよう	補助	④	延31人	3回	視聴覚スタジオ								3・17	1			
	セルフディフェンス講座 自分の身は自分で守る!	補助	④	延135人	11回	視聴覚スタジオ							25	18・24・25	22	12	3・9・10	15・29
	心も体も解放～ワークショップ:ドラマ・エンパワメント	補助	④	28人	1回	大会議室								10				
	女性学・ジェンダーフォーラムin2007未来へつなぐ女性学～十人十色、「私」の30年をふり返る	補助	④	延127人	1回	パフォーマンススペース									1			
	フィリピン女性現代美術家 アートワークショップ&フォーラム	補助	④	延116人	4回	視聴覚スタジオ										25・26・27		
大学との連携	大阪経済大学北浜キャンパス「北浜土曜講座」の開催	自主		—	7回										1・8・15・22	12・19・26		
	同志社大学司書課程実習生受け入れ	自主		1人		情報ライブラリー												
	インターンシップの受け入れ	自主		4人		企画推進グループ												
全国女性会館協議会との連携	女性関連施設ネットワークセミナー	自主		延277人	1回	特別会議室						12・13						
大阪府内女性関係施設連絡協議会				—	3回		26										8	5

参 考 資 料

財団法人大阪府男女共同参画推進財団 設 立 趣 意 書

1975年の「国際婦人年」及びこれに続く「国連婦人の10年」を契機として、世界各国では、女性の地位向上や女性に対するあらゆる差別の撤廃に向けての取り組みが積極的に進められてきました。

我が国においても、男女雇用機会均等法の制定をはじめ国内関係法の整備を行い、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、新国内行動計画を策定し、女性関係施策を推進しております。

大阪府においても第1期、第2期行動計画に続き、平成3年9月には第3期行動計画「女と男のジャンプ・プラン」を策定し、知事を本部長とする大阪府女性政策企画推進本部のもとに女性問題の解決を図るための施策を積極的に推進しております。

大阪が地球時代にふさわしく、人間と自然の調和を保ち、かつ文化の薫り高い国際都市へ発展していくためには、男女が共に人間として尊重され、性差にとらわれることなく、豊かな人間関係のなかで、人生のあらゆる段階で支えあうことのできる社会、即ち、男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加・参画に基づく男女協働社会を実現することが不可欠であります。

しかしながら、男女の固定的な役割分担意識はまだ根強く、男女の自立及びあらゆる分野への対等な参加・参画を不十分なものとしています。また、近年における高齢化、情報化、国際化等の急激な進展により、女性問題に係わる新たな課題が生じてきております。

男女協働による真に豊かな社会を実現するためには、行政の力だけで達成できるものではなく、民間においても女性問題の解決に向けて社会的な気運の醸成を図るとともに、企業、民間団体さらには府民一人ひとりが知恵と創意を発揮して積極的な活動を展開することが重要です。

財団法人大阪府男女共同参画推進財団は、そうした行政並びに府民、民間団体等が連携した多様な活動を効果的に推進するために中心的な役割を果たすとともに、男女の自立とあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進するため、情報の収集及び提供に関する事業、能力開発に関する事業、女性の抱える問題に関する相談事業、女性の交流の促進並びに文化及び表現活動の支援に関する事業、調査研究及び啓発学習に関する事業、女性の健康に関する事業及びドーンセンター（大阪府立女性総合センター）の管理運営を行うこと等により、男女協働社会の実現に寄与することを目的として設立するものであります。

財団法人大阪府男女共同参画推進財団

寄 附 行 為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人大阪府男女共同参画推進財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府中央区大手前1丁目3番49号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、大阪府の区域内において、男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進する事業を行い、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 女性の能力開発に関する事業
- (3) 女性の抱える問題に関する相談事業
- (4) 女性の交流の促進並びに文化及び表現活動の支援に関する事業
- (5) 男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進するための調査研究及び啓発学習に関する事業
- (6) 女性の健康に関する事業
- (7) 前各号に掲げる事業及び施設の管理運営の受託に関する事業
- (8) 前7号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

- 第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める
- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

- 第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。
- ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

- 第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

- 第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない場合により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第12条 理事長は、毎会計年度終了後3カ月以内に、事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

- 第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、会計年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事数の3分の2以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別)

第15条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 理事(理事長及び専務理事を含む。) 10人以上20人以内
- (4) 監事 2人

(選任)

第16条 理事及び監事は、理事会において選任し、大阪府知事の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 専務理事は、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のいずれか1名とその親族その他の特別の関係にある者の合計数は、理事数の3分の1を超えてはならない。
- 6 監事は、相互に親族その他の特別の関係にある者であってはならない。

(職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び大阪府知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬等)

第 20 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第 4 章 理事会

(構成)

第 21 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 22 条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第 23 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第 17 条第 4 項第 4 号の規定により、召集したとき。

(召集)

第 24 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から

14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(定足数)

第 26 条 理事会は理事数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を

委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事数
- (3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を記載すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第5章 委員等

(設置)

第30条 本財団に、第4条に定める事業の円滑な促進を図るため、必要に応じ、委員を置き、又は委員会を設置することができる。

- 2 委員の選任、委員会の設置、運営その他必要な事項は、理事会の同意を得て、理事長が別に定める。

第6章 事務局

(設置)

第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第32条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会において理事数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事数の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の承認のあったとき解散する。

(残余財産の処分)

第35条 解散後の残余財産は、理事会の議決を経て、大阪府知事の許可を得、この法人と類似の目的を有する公益法人又は大阪府に寄附するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第36条 この寄附行為の施行について必要な事項は、寄附行為に定めるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項から第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成7年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成6年9月1日から施行する。
- 2 この寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

財団法人 大阪府男女共同参画推進財団役員名簿

(平成20年3月31日現在)

	役 員 名	役 職 名
理事長	時岡 禎一郎	元大阪府理事
理 事	伊藤 誠	大阪府生活文化部長
理 事	井村 雅代	大阪府教育委員会委員
理 事	加藤 治子	阪南中央病院産婦人科部長
理 事	河内 鏡太郎	読売新聞大阪本社常務取締役総務局長
理 事	北山 久恵	公認会計士
理 事	佐藤 友美子	サントリー一次世代研究所部長
理 事	清野 博子	元読売新聞編集委員 大阪府立女性総合センター館長
理 事	関根 秀和	大阪女学院大学学長
理 事	段林 和江	弁護士
理 事	夏原 晃子	環境造形作家(彫刻家) (社)総合デザイナー協会理事
理 事	早瀬 昇	(社福)大阪ボランティア協会事務局長
理 事	峯岸 とも子	大阪労働局雇用均等室長
理 事	室住 眞麻子	帝塚山学院大学教授
理 事	山本 憲治	関西経営者協会専務理事 事務局長
監 事	上田 理恵子	(株)マザーネット 代表取締役
監 事	林 紀美代	公認会計士

ドーンセンター運営推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府立女性総合センター（ドーンセンター（以下「センター」という。）」の機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るため、センター館長（以下「館長」という。）の下にドーンセンター運営推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、センターの円滑な事業運営に関して意見及び提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、館長が学識経験者、団体・グループ、利用者等の中から委嘱した委員をもって組織する。

- 2 委員会に、座長及び副座長をおく。
- 3 座長は、委員の互選により選任し、副座長は、座長の指名による。
- 4 座長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(召集)

第5条 委員会は座長が招集し、座長がその議長になる。

(報酬)

第6条 委員は無報酬とする。ただし、委員には別に定めるところにより費用を弁償することができる。

(部会)

第7条 センターの事業運営に関し、財団理事長から館長を経由して意見を求められた事項を審議するため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会員は委員の中から館長が指名する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財団法人大阪府男女共同参画推進財団事務局において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、館長が定める。

附則

この要綱は、平成6年10月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

ドーンセンター運営推進委員名簿

(平成20年3月31日現在)

氏 名	役 職 名	備 考
秋山 進	特定非営利活動法人 発起塾	
石元 清英	関西大学社会学部教授	
伊田 久美子	大阪府立大学人間社会学部教授	座 長
岩田 塔子	助産婦ネット関西	
宇田 二三子	特定非営利活動法人大阪市難聴者・中途失聴者協会	
木屋村 薫子	グループ ど・すこい	
黒瀬 友佳子	帝人クリエイティブスタッフ(株)人財部ダイバーシティ推進室	
伍賀 偕子	(財)大阪社会運動協会 理事	
小山 琴子	おんなの目で大阪の街を創る会	
正路 怜子	ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク	
中尾 敦子	高齢社会をよくする女性の会・大阪	
中川 俱子	(株)アルプラン	副座長
松尾 園子	弁護士	
森岡 正博	大阪府立大学人間社会学部教授	
諸麦 美紀	朝日新聞 記者	

(50音順)

大阪府立女性総合センター条例

平成6年大阪府条例第1号

(設置)

第1条 女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に資するため、大阪府立女性総合センター（以下「センター」という。）を大阪府中央区大手前一丁目に設置する。

(事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 女性の抱える問題に関する相談を行うこと。
 - (2) 女性に関する情報の収集及び提供を行うこと。
 - (3) 女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進するための講習会、講演会、催物等を開催すること。
 - (4) センターの施設を前号に規定する講習会、講演会、催物等の開催の用に供すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。
- 2 センターは、前項各号に掲げる事業を行うほか、前条の目的の達成に支障のない限り、その施設を府民の健全で文化的な集会、催物等の利用に供することができる。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) センターの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務
- (2) センターの維持及び補修に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

(指定管理者の公募)

第4条 知事は、第6条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第3条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) センターの平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理にかかる経費の縮減を図ることができること。
- (3) 第3条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために必要なものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(指定管理者の指定の公示等)

第7条 知事は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は住所を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取消し、又は、期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
 - (2) 第6条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続をすることが適当でないと認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(利用料金)

第9条 知事は、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、センターを利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項の利用料金の額は、指定管理者が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で定めるものとする。ただし、駐車場の利用料金の額は、別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。
 - (1) 利用者が第1条の目的のために利用する場合 別表に掲げる金額
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表に掲げる料金に2を乗じて得た額
- 4 前項の場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
- 5 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 6 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、知事が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- 7 指定管理者は、知事が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。(平成6年規則第55号で平成6年11月11日から施行。ただし、附則第2項の規定は、平成6年10月31日から施行)

(大阪府立婦人会館条例の廃止)

- 2 大阪府立婦人会館条例(昭和38年大阪府条例第6号)は、廃止する。

附 則(平成9年条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 施行日前にされた大阪府立女性総合センターの利用の承認に係る使用料の額については、第2条の規定による改正後の大阪府立女性総合センター条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に承認を受けた大阪府立女性総合センターの会議室、和室セミナー室、調理室、講師控室、パフォーマンススペース、視聴覚スタジオ、ホール、プール及びフィットネススタジオのこの条例の施行の日以後の利用については、改正前の大阪府立女性総合センター条例第3条から第5条まで、別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有するものとし、改正後の大阪府立女性総合センター条例第4条、別表第1及び別表第2の規定は、適用しない。

附 則(平成14年条例第24号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第91号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第109号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の大阪府立女性総合センター条例(以下「新条例」という。)第6条の規定による指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第4条から第6条まで及び第7条第1項の規定の例により行うことができる。

大阪府立女性総合センター条例施行規則

平成6年大阪府規則第93号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府立女性総合センター条例（平成6年大阪府条例第1号。以下「条例」という。）第4条、第5条、第6条第4号、第9条第6項ただし書及び第7項並びに第10条の規定に基づき、大阪府立女性総合センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 センターの開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、休館日を変更し、又はこれらの休館日以外の休館日を臨時に設けることがある。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。以下「休日」という。）（その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その日後最初に到来する平日（土曜日、日曜日、月曜日及び休日以外の日という。）

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の制限)

第4条 センターを引き続き7日を超えて利用し、又は同じ月のうち7日を越えて利用することはできない。ただし、駐車場を利用しようとするとき、又は知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の申込み)

第5条 センターを利用しようとするものは、利用申込書（様式第1号）を条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センターの駐車場を利用しようとする者は、知事が別に定める利用券の交付による承認を受けなければならない。

(指定管理者の公募)

第6条 条例第4条の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、府広報により行う。

(1) センターの名称及び所在地

(2) 予定する指定期間

(3) 指定管理者の指定の申請の手続き

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第7条 条例第5条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第2号)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 予定する指定期間に係るセンターの管理に関する事業計画書及び収支計画書
- (2) センターに関する管理体制計画書
- (3) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (4) 法人にあっては登記事項証明書
- (5) 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書
- (6) 事業の概要を記載した書類
- (7) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (8) 最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (9) 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第8条 条例第6条第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 条例第5条の規定による申請時において、3年以上、団体としての活動及びホール、会議室等の利用に関する業務を行う施設の管理運営の実績(当該申請をしたものの構成員である団体の実績を含む。)があること。
- (2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために知事が必要と認めて定める基準

(学識経験者の意見聴取)

第9条 知事は、条例第6条の規定により指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(指定管理者の名称等の変更の届出)

第10条 条例第7条第2項の規定による届出は、指定管理者(名称・住所)変更届出書(様式第3号)を提出することにより行わなければならない。

(事業報告書の提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日後)30日以内に、センターの管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施状況
- (2) センターの利用状況
- (3) 業務にかかる経理の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(利用料金の還付の基準)

第12条 条例第9条第6項ただし書の知事が別に定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができることとする。

- (1) 天災その他第5条の規定により利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）の責めに帰することのできない理由によりセンターを利用できない場合で指定管理者が適当と認めるとき 条例第9条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）に相当する額
- (2) 利用者が利用の申込みを取り消した場合において、センターの施設の利用状況及び利用形態に応じて施設の有効な活用に支障がなく、指定管理者が適当と認めるとき利用の申込みの取り消しの時期に応じて指定管理者が適当と認める額

(利用料金の減免の基準)

第13条 条例第9条第7項の知事が別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用料金を減額し、又は免除することができることとする。

- (1) 天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体がセンターを利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。
- (2) 次に掲げる者が運転し、又は同乗する自動車についてセンターの駐車場を利用させる場合で指定管理者が適当と認めるとき。
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ハ 知的障害のある者と判定されて、療育手帳の交付を受けている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。

(転貸等の禁止)

第14条 利用者は、利用の承認に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させてはならない。

(利用の承認の取り消し等)

第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) センターの利用の申込みに偽りがあったとき。
- (2) 他の入館者に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (3) センターの建物若しくは設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 条例又はこの規則の各条項に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(入館の制限等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 前条第2号又は第3号に該当する者

- (2) 指定管理者の許可を受けないで、寄附金の募集、物品の販売、商品、行事等の宣伝その他これらに類する行為をした者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

(損傷等の届出)

第17条 入館者は、センターの建物又は設備を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年11月11日から施行する。ただし、次項の規定は、平成6年11月1日から施行する。

(大阪府立婦人会館条例施行規則の廃止)

- 2 大阪府立婦人会館条例施行規則（昭和57年大阪府規則第20号）は、廃止する。

附 則（平成8年規則第9号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第75号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成12年規則第29号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第88号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第27号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第141号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府立女性総合センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申込書は、改正後の大阪府立女性総合センター条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出された申込書とみなす。
- 3 旧規則の様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

ドーン利用促進事業共同体

ドーン利用促進事業共同体の概要

1 設立目的

ドーンセンターの利用促進・施設管理部門への指定管理者制度導入に際し、財団とNPOとによる事業共同体として指定管理者に名乗りをあげ、財団がもつ11年の経験とノウハウ、NPOが持つ高いミッション（使命）と利用サイドに立った柔軟できめ細かい発想を生かす。これにより、指定管理者制度の趣旨である利用者サービスの向上と施設の効率的運用の両立を図り、大阪府における男女共同参画社会づくりの拠点施設であるドーンセンターの事業を継続発展させる。

2 構成員 ○名 称 財団法人大阪府男女共同参画推進財団

代表者 理事長 時岡禎一郎

住 所 大阪市中央区大手前1丁目3番49号

○名 称 特定非営利活動法人ZUTTO

代表者 理事長 津田 優子

住 所 大阪市中央区平野町2丁目6番ー1号

※共同体代表者は財団法人大阪府男女共同参画推進財団理事長

3 指定管理者指定年月日

平成18年3月28日

4 指定期間

平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年間）

5 共同体の事務所

大阪市中央区大手前1丁目3番49号

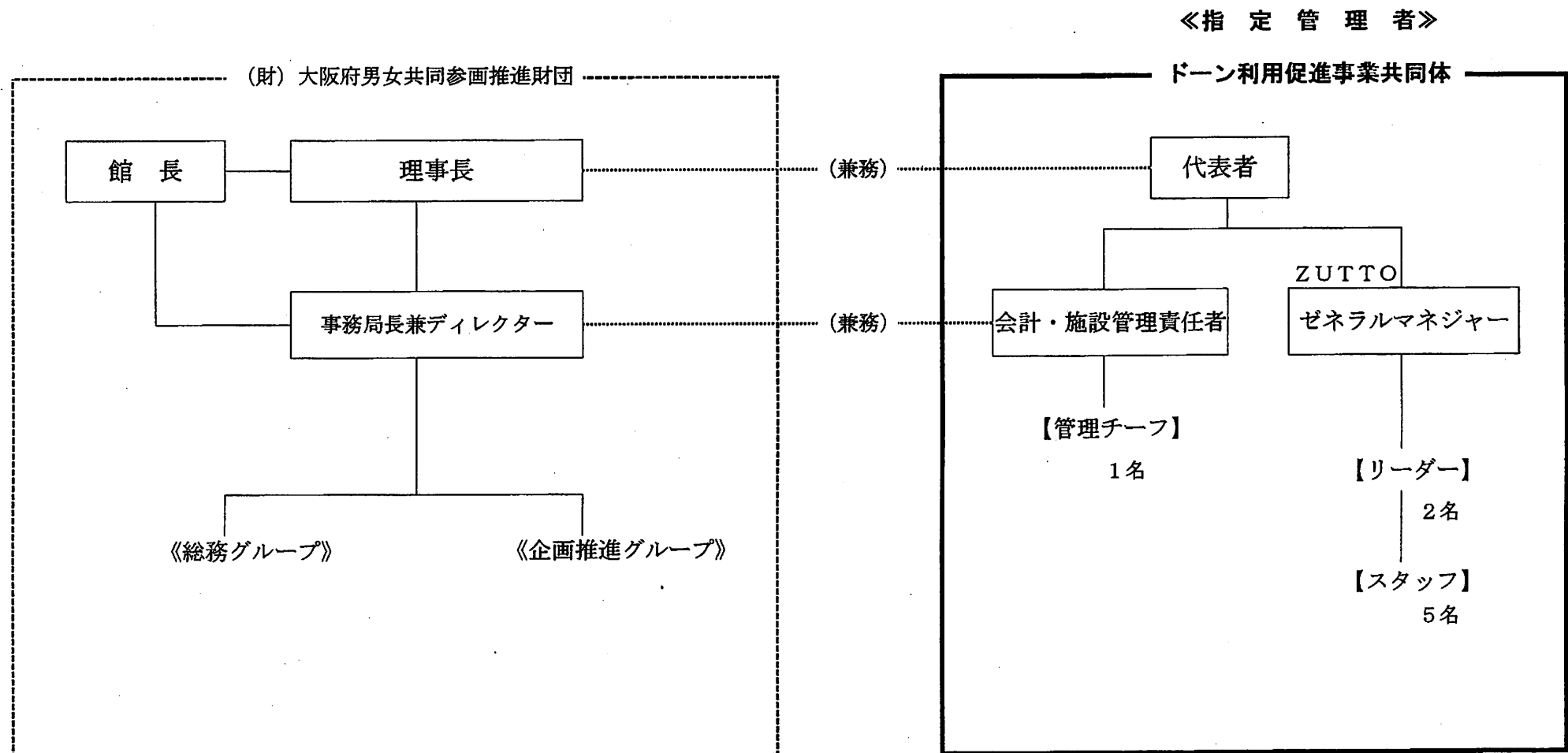
6 主要事業

- (1) ホール・会議室等の利用受付及び使用料の徴収業務
- (2) 施設、設備等の維持管理業務（日常清掃業務を除く）
- (3) 一時保育事業

7 共同体のあゆみ

平成	17.12.1	共同体結成指定管理者に応募
同	17.12.27	指定管理者最優先交渉権者に選定
同	18.3.28	大阪府から指定管理者に指定
同	18.3.28	大阪府立女性総合センターの管理運営業務等基本協定を締結
同	18.4.1	業務開始
同	18.12.20	第1回構成員総会開催
同	19.3.15	第2回構成員総会開催
同	19.6.19	第3回構成員総会開催
同	20.1.20	第4回構成員総会開催
同	20.3.11	第5回構成員総会開催

8 ドーン利用促進事業共同体の組織体制



事業概要

大阪府から指定管理者として指定されたドーンセンターの管理運営を行うとともに府民にホールや会議室の貸し出しを行った。

1 来館者数

(単位：人)

	会議室等	ホール等	ライブラリー	視 察	その他	合 計	1 日平均
							(26日)
4 月	16,293	7,105	3,760	9	1,397	28,564	1,099
5 月	15,150	8,157	3,855	0	1,229	28,391	1,291
							(26日)
6 月	17,955	10,582	4,522	16	1,689	34,764	1,337
							(25日)
7 月	17,458	10,181	4,421	103	1,838	34,001	1,360
							(27日)
8 月	14,733	10,870	4,954	128	1,087	31,772	1,177
							(24日)
9 月	16,677	9,751	3,708	43	1,583	31,762	1,323
							(25日)
10 月	18,261	11,205	3,803	30	2,224	35,523	1,421
							(24日)
11 月	17,679	9,706	2,933	73	1,552	31,943	7,986
							(23日)
12 月	14,364	8,987	3,080	12	2,647	29,090	1,265
							(23日)
1 月	14,559	8,123	3,284	25	1,353	27,344	1,189
							(23日)
2 月	17,814	9,860	4,170	42	1,836	33,722	1,466
							(26日)
3 月	18,715	11,445	3,750	53	2,095	36,058	1,387
							(294日)
19年度計	199,658	115,972	46,240	534	20,530	382,934	1,302
							(294日)
18年度計	191,863	125,260	54,863	500	18,229	390,715	1,329

2 会議室・ホール等の利用

各種グループが女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進する目的をもって行う学習活動等の催物の開催場所として、ドーンセンターの会議室やホールなどを貸し出した。

なお、センターの設置目的に支障のない範囲において、府民の健全で文化的な集会及び催物等の実施に対しても会議室等を貸し出した。

(1) 会議室・ホール等の利用状況

ア 会議室等の利用率

	会 議 室 等 (%)				ホール (%)	パフォーマンス・ スペース (%)	合 計 (%)
	会議室	和 室	調理室等	小 計			
4月	72.3	53.3	49.3	64.5	52.0	26.7	62.4
5月	69.5	42.8	44.6	60.6	62.3	31.9	59.4
6月	68.7	44.9	47.7	61.1	69.2	39.7	60.5
7月	70.9	54.7	44.5	62.7	73.3	25.3	61.5
8月	57.7	37.0	34.3	49.8	75.3	21.0	49.7
9月	72.2	55.6	48.3	64.6	68.1	34.7	63.4
10月	72.4	55.3	57.6	67.0	64.0	44.0	65.8
11月	71.6	59.7	52.8	65.7	70.8	30.6	64.3
12月	62.9	44.2	46.4	56.9	65.2	30.4	56.1
1月	64.7	44.9	49.9	59.0	58.0	26.1	57.4
2月	72.3	54.9	53.3	65.8	72.2	27.8	64.4
3月	72.9	64.0	53.6	67.2	65.3	64.0	67.0
19年度 計	69.0	50.9	48.4	62.0	66.4 ※92.5	33.6 ※50.7	60.9
18年度 計	67.3	49.4	45.5	60.1	66.3	37.4	59.3

※はホール、パフォーマンススペースを1日1団体により算出した利用率

イ 利用目的別比率

種 別	目 的 内 利 用 (%)				一 般 利 用 (%)
	財団主催講座等	登録団体	その他	合 計	
会議室等	1.9	29.2	20.2	51.3	48.7
ホール	6.1	6.8	13.1	26.0	74.0
パフォーマンス・スペース	1.7	14.5	19.6	35.8	64.2
19年度 計	2.1	27.8	19.8	49.7	50.3
18年度 計	1.9	27.3	20.0	49.2	50.8

ウ 曜日別、時間帯別利用率

種 別		午 前 (%) (9:30~12:00)	午 後 (%) (13:00~17:00)	夜 間 (%) (18:00~21:30)	計 (%)
会議室等	平日	52.9	75.2	54.2	60.8
	土曜	74.9	92.6	42.5	70.0
	日曜	65.1	92.2	19.1	58.8
	小計	58.9	81.2	46.0	62.0
ホール	平日	59.7	69.1	37.7	55.5
	土曜	74.5	84.3	52.9	70.6
	日曜	96.2	94.2	48.1	79.5
	小計	68.7	76.2	42.2	62.4
パフォーマンススペース	平日	11.0	15.7	28.3	18.3
	土曜	56.9	70.6	33.3	53.6
	日曜	100.0	98.1	11.5	69.9
	小計	34.7	39.8	26.2	33.6
合 計	平日	51.3	72.2	52.3	58.6
	土曜	74.1	91.3	42.5	69.3
	日曜	68.1	92.6	20.1	60.3
	小計	58.2	79.1	44.9	60.8

(2) 駐車場の利用状況

当センター利用者の方の利便性を高めるため、普通車92台を収容できる立体駐車場を完備しており、平成19年度12,940台の利用があった。また、障害者の方は、利用料金を免除しており、280台の利用があった。

駐車場利用状況

区分	駐車台数		一日平均	
		内減免数		日数
4月	1,192	31	48	25
5月	1,088	27	47	23
6月	1,197	28	46	26
7月	1,223	22	49	25
8月	962	20	36	27
9月	996	24	42	24
10月	1,166	24	47	25
11月	1,131	26	47	24
12月	877	19	38	23
1月	896	20	39	23
2月	1,236	21	52	24
3月	976	18	39	25
19年度 計	12,940	280	44	294
18年度 計	12,896	383	44	294

3 グループ活動の支援等

ドーンセンターを定期的に利用するグループの活動支援と利用促進及び交流を図るため、次のとおり施設の提供等を行った。

(1) グループロッカーの設置

グループが学習等の活動を行うために必要な物品を保管するとともに、グループ相互の情報交換場所として、センター内にグループロッカールームを設け、貸し出しを行った。

・利用団体数 114団体・グループ（平成20年3月31日現在）

(2) メールボックスの設置

各団体の活動に関する情報交換のための資料等郵便物の配達を受けるため、センター内にメールボックスを設け、貸出しを行った。

・利用団体数 15団体・グループ（平成20年3月31日現在）

(3) ワークステーション等の運営

ワークステーションに印刷機等の機器類を設置し、団体・グループ等の自主的な活動のために必要ならし・資料等の印刷やコピー、木工作業等の軽作業を行うことができる無料のスペースを提供した。

・設置機器 印刷機、コピー機、紙折機、裁断機、製本機、木工電動工具

また、18年7月から3階利用促進窓口でFAX等のサービスを始めた。

<利用状況>

	利用者数（人）	印刷機利用団体数	FAX、メール（PC）サービス 件数
4月	290	114	12
5月	286	125	9
6月	264	98	11
7月	219	103	9
8月	235	95	8
9月	311	118	9
10月	310	117	5
11月	227	100	7
12月	223	92	7
1月	172	85	8
2月	253	110	8
3月	346	141	18
19年度計	3,136	1,298	111
18年度計	3,222	1,450	65

(4) 情報交換プラザの運営

センター内外で行われる各種行事の情報提供及びグループ活動の交流や情報の交換が行えるよう、1階の情報交換プラザにおいてグループ・団体、行政機関等のらしやパンフレット等を配布した。

	府庁関係	国・他府県	市町村	他の女性センター	自主グループ	合計
19年度	686	234	1089	419	1324	3,752
18年度	419	169	915	332	1719	3,554

4 一時保育事業

子育て中の人々の社会参加を促進・支援することを目的として、ドーンセンターの主催事業への参加者やライブラリー等の利用者を対象に「こどものへや」を設置し、一時保育事業をドーン利用促進事業共同体事業として実施した。

運営にあたっては、民間の保育運営手法を取り入れ、より一層の事業効果を高めるため、公募プロポーザルによって選定したNPO法人関西こども文化協会との協働（委託）により事業の活性化に努めた。

(1) 実施内容

ア 主催・協催事業の一時保育

センター主催事業や協催事業の参加者を対象として、一時保育を実施した。

イ 定期保育

情報ライブラリー等のセンター利用者を対象として毎週木曜日（午前・午後）と第2・4火曜日（午前）に実施した。

・保育時間（午前9：30～12：30、午後1：30～4：30）

ウ 「こどものへや」の貸し出し

センター施設を利用する団体・グループが保育を実施する場合に、「こどものへや」の貸し出しを行った。

エ 保育協力者 60名

オ 保育協力者の定例会・研修会

「こどものへや」の自主的な運営を行うため、保育協力者の参加のもと保育活動状況や「こどものへや」の運営等についての定例会を2ヶ月に1回、研修会を年2～3回程度開催。

また研修会については、女性関係施設における一時保育事業の今後のあり方について府内関連施設の担当者を交え伴に学びあう機会とした。

子ども・子育て支援者のための研修会

○タイトル カナダの父親から学ぶ日本の子育て支援のこれから

内 容 カナダ連邦政府父親支援プロジェクト議長ティム・パケット氏を迎え、神戸常盤短期大学幼児教育科准教授小崎恭弘氏の協力を得て開催。子どもの成長発達のために父親の関わりがなぜ重要なのかを学ぶ。

日 時 平成19年7月8日（日）午後6：00～8：30

会 場 ドーンセンター大会議室1

参 加 者 55名

○タイトル クラスで気になる子どもの理解 ～特別支援教育のめざすもの～

内 容 NPO 法人えじそんくらぶ高山恵子さんの基調講演とシンポジウム。集団の中で特別な支援の必要な子どもの理解と環境による二次的被害を起こさないための具体的なサポートについて学ぶ。

日 時 平成19年9月22日（土）午後1：30～4：30

会 場 ドーンセンター大会議室2

参 加 者 72名

カ NPOとの協働事業

委託先のNPO法人関西こども文化協会の持つ専門性を活用し、「こどものへや」の活性化を図るための協働事業を実施し、「こどものへや」の周知と一時保育事業の利用促進に努める。

(ア) 特別企画

タイトル	パートナーも一緒に楽しめる子育てセミナー
内 容	子育てを楽しみたい、やってみたいと考える親父が少しずつではあるが増えつつある。子どもにとっての父親・母親の役割とパートナーとの関係、ワークライフバランスを考える。
日 時	平成 19 年 10 月 27 日 (土) 午後 1:30~4:00 予定
会 場	ドーンセンター中会議室・こどものへや
参 加 者	9 名
講 師	小崎恭弘 (神戸常盤短期大学准教授)

(イ) こどものへや活用プログラム

- ①タイトル 親子おもちゃ遊び講座 子どもも一緒につくろう! あそぼう!

♪ごろごろ☆ばりばり◎ぐにゃぐにゃ♪「あそび」のふしぎ!!

サブタイトル

内 容	身近にあるもので簡単にできるおもちゃ作りに親子で取り組み、参加者と一緒に自由に遊ぶ。
日 時	平成 19 年 11 月 25 日 (日) 午後 1:30~4:00
会 場	ドーンセンター こどものへや
参 加 者	3 家族 (大人 3 人、こども 4 人)
講 師	勝浦絹子 (アトリエ勝浦主宰)

- ②タイトル お父さんのワークライフバランス～共に働き・共に育てる～
内 容 乳幼児期の子どもの成長発達に父親、母親との関わるが大きな意味を持つこと知ると同時にこれからの家族のあり方について考える。

日 時	平成 19 年 12 月 1 日 (日) 午前 10 時~12 時
会 場	ドーンセンター こどものへや
参 加 者	9 名
講 師	小崎恭弘

- ③タイトル 関西こども文化協会保育者研修

内 容	ー子育て支援者のコンピテンシーリスト活用講座ー 支援の現場において、直接親子と接する支援者を対象として調査研究された評価項目にそって、自己のコンピテンシー(力量)の強み・弱みを知り多様な支援者の組み合わせによって、支援の質が高まることを学ぶ。
日 時	平成 19 年 11 月 29 日 (木) 午前 10 時~12 時
会 場	ドーンセンター中会議室
参 加 者	6 名

(2)「こどものへや」の利用状況

	主催事業			定期保育			貸出件数 ③	合 計 ①+②+③
	開催日数 ①	子ども数	保育協力者 数	開催日数 ②	子ども数	保育協力者 数		
4月	1	1	2	4	9	10	5	10
5月	0	0	0	7	27	17	9	16
6月	8	14	16	8	25	18	6	22
7月	2	3	4	9	33	22	9	20
8月	2	6	4	10	27	25	5	17
9月	1	1	2	7	22	16	12	20
10月	1	2	2	8	29	18	11	20
11月	3	3	5	12	38	27	8	23
12月	3	11	8	8	19	16	11	22
1月	2	2	4	10	41	30	4	16
2月	3	5	7	9	53	32	10	22
3月	3	8	7	8	48	31	8	19
19年度計	29	56	61	100	371	262	98	227
18年度計	33	70	56	108	424	251	97	238